

## 第 12 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 2 年 10 月 6 日（火）13:03～17:00

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 12 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料 1 条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台

資料 2 みえ公共建築物等木材利用方針

資料 3 第 9 回・第 10 回検討会における委員意見等への対応案

資料 4 県産材（木材）利用促進に関する先進条例制定県に対する書面調査結果とりまとめ

### 田中座長

それでは定刻を少し過ぎましたが、ただ今から、第 12 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、前々回から積み残しとなっている「条例の総則的部分のたたき台」について検討を行った後、先進条例制定県に対する書面調査の結果について報告を行いたいと思います。

それではまず、前々回の第 10 回検討会で積み残しとなっておりました「条例の総則的部分（理念部分）」について、検討を進めていきたいと思います。

本日、第 9 回で資料 3 として、第 10 回で資料 1 としてお配りした「条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台」を、内容を変えずに改めて資料 1 としてお配りしております。

検討の進め方については、前々回に途中までしか検討できていなかった「第 4 県の責務」から「第 6 市町に対する支援」まで」について再度、委員の皆さんから意見等を伺った後、「第 7 林業事業者の役割」から「第 11 県民等の役割」まで、「第 12 公共建築物等木材利用方針」から「第 16 財政上の措置」まで」という 2 つのくりに分けて、執行部から実務的な観点から意見がもしあれば聴取した後、それぞれの検討事項について委員間討議を行っていただきたいと考えております。

そして本日、ひととおり検討を終えた上で意見が集約できなかった論点については、できる限り検討のための更なる材料を用意した上で、次回以降の検討会で改めてご協議いただくこととしたいと思います。また、理念的な規定以外に具体的施策に関する条文を設けるかどうかについても、次回以降の検討会で併せて協議いただくこととしたいと思います。

なお、第 9 回、第 10 回検討会で出された委員意見等については、対応案をまとめ

ておりますので、それについての説明、協議も行いたいと考えております。

それではまず、前々回に途中までしか検討できていなかった「第4 県の責務」から「第6 市町に対する支援」まで」の部分について、改めて委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

その前に、事務局から補足説明があるということですので、よろしく願いいたします。

### 袖岡政策法務監

まず、この第4から第6までに関しましては、前回少し御議論をいただいた部分でございまして、その際にご協議いただきました内容に関しまして、少し対応案をまとめたものがございますので、それも今回併せて御議論いただきたいというふうに考えております。

資料といたしましては、資料3として本日お配りしたA4の横の資料がございます。これは第9回、第10回の検討会で御議論いただきました御意見等に関する対応案ということでございますけれども、ここに前々回御議論いただいたこの第4から第6までに関する部分についてもまとめてございますので、その点について御説明をさせていただきます。

この資料の21ページをお開きいただけますでしょうか。21ページから「第4 県の責務」に関する委員意見等の概要とそれに対する対応案をまとめてございます。

それで、まず1つ目でございますけれども、「第4 県の責務」①、②では「施策」となっているのに対し、④では「措置」となっているということでございますので、それを統一してはどうかという御意見でございます。対応案といたしましては、県の責務の④にある「措置」というところを「施策」に修正をさせていただくということでございます。ただし、仮に具体的施策に関する条文を設けるという場合におきましては、他の「三重の森林づくり条例」等の規定ぶりと整合をとるという趣旨から「措置」という文言を用いるということもあろうかというふうに考えております。

めくっていただきまして、22ページでございます。2番目でございますけれども、「県の責務」の③のところ「県は、その整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努めなければならない」となっているところですが、これは木材利用方針に比べてトーンダウンしているのではないかというふうな御意見をいただいております。対応案でございますけれども、この③につきましては努力義務ではなくて、義務の度合いを高める表現というふうなことで、「木材の利用を行うものとする」というふうにするかどうかというところ、あるいは徳島県の条例のように、「県が整備する公共建築物の原則木造化」とするかどうかということにつきまして、改めて委員間で討議を行っていただくというところでございます。

それから、次の3番でございますけれども、「県の責務」の④としまして、「研究、技術の開発」を規定しておりますけれども、これについては少し県の事情としてはなかなか期待に沿えないというふうなところもあるのではないかとこともござい

ますというところで、これは農林水産部さんのほうから御意見をいただいております。対応案でございますが、特に異論がなければでございますけれども、「研究、技術の開発及び普及」というところについては、「技術の普及」という形で修正をすることとしてはどうかというところでございます。なお、他県の条例におきましては、この県の責務の規定としては同様の規定というのはやっぱりないというところではございますけれども、新潟県の条例など複数の県におきましては、具体的な施策に関する条文として、研究ですとか、技術開発に関する規定を設けているというふうな例はございます。一応、下のほうに参考でお付けをしております。

それから、次の23ページでございますけれども、4番、5番につきましては、「県の責務」に関しまして、公共建築物以外の建築物についての文言を入れてはどうかという御意見でございます。対応案といたしましては、この④における施策の例示として、「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」を追記するというところでどうかという辺りでございます。

続きまして、最後のページ、24ページのほうを御覧いただきたいと思います。「第5 市町の役割」、「第6 市町に対する支援」に関するところですが、ここでは「第6 市町に対する支援」の部分でございます。「措置を講ずるよう努める」というふうな表現になっておりますが、それを「講ずる」としてはどうかという御意見でございます。対応案といたしましては、市町に対する支援は県の役割として当然すべきというふうなことでございますもので、「県の責務」の③から⑤の規定について努力義務のままとするかどうにかかわらず、この「第6」に関しましては「講ずるよう努めなければならない」というものを「講ずるものとする」というふうに修正をさせていただくというところでございます。なお、三重県で作っています「犯罪被害者等支援条例」などでも、市町に対する支援に関する規定については、「ものとする」という表現を使っているところでございます。説明は、以上でございます。

## 田中座長

ありがとうございました。

それでは、「第4 県の責務」から「第6 市町に対する支援」までの部分について、委員の皆さんから御意見をよろしく願います。特に、【検討事項】として示したことについて、よろしく願います。

それでは、挙手をお願いいたします。

## 中瀬委員

「県の責務」の中の今説明していただいた23ページの4番のところで、私が言いました「公共建物以外の建築物」という意味は、その右側に「住宅その他の建築物」というふうに書かれておりますが、僕のイメージとしたら、公共建築物と一般の建築物という意味のほうがちよっと強いんです。一般住宅という意味の建築物。住宅以外じゃなくて、ということなんです。

## 袖岡政策法務監

先ほどの 23 ページの対応案のところの「住宅その他の建築物における」という趣旨でございますけれども、まずは住宅とかを例示として挙げてございまして、住宅も含めた様々な建築物という趣旨でございますので、一般の住宅も当然含んでいるものというふうに考えているところでございます。

## 中瀬委員

「県の責務」の③のところで、「県は、その整備する公共建築物」というふうに書いてありますので、ここへ例えば「一般住宅」という意味でちょっと言うたんです。これで見ると「公共建築物」というふうに特定されているので、公共と一般の建物というふうに特化したらどうかと、そういう思いで言いました。

## 田中座長

2つに分けて表記するということですか。

## 中瀬委員

公共建物において、県は整備をするということではありますが、一般の住宅についてもという意味で言ったんですが。

## 山本（佐）委員

でもそうすると、「県は、その整備する」というのが「公共建築物」にかかるので、住宅は、県は整備しないですね。一般住宅は、民間なので。

## 袖岡政策法務監

この③のほうにつきましては、主語は県でございまして、県が整備するもの、一般的には公共建築物になろうかと思いますが、それをするに当たって県が自ら木を使うというのがこの③の趣旨でございます。

一般の住宅につきましては、先ほどお話も出ておりましたけれども、県が整備するというのは基本的にはないということかと思っておりますので、それに関しては④のほうで「必要な措置を講ずる」というところで、この施策の例示として、木材の利用促進に関する研究ですとか、技術開発、普及、それから人材育成というふうなことを例示として挙げておりますけれども、これに加えて、「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」というものを挙げるというふうなことでいかがかなと考えておるところでございます。

## 中瀬委員

若干引っかかるところがあるんやな。建築物を推進するとか、そういう意味では公

共建築物も県産材にしてほしいよ、一般住宅も県産材にしてほしいよという意味の推進という意味を込めているということなんです。「整備する」という言葉だとなかなか難しいのかな。

#### 今井委員

わからないので聞かせてください。今の議論の中で、「第4」の③の「県は、その整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努めなければならない」というのは、今回もらっている資料はもう変えたやつですか。

#### 袖岡政策法務監

資料1につきましては前回とまだ変えてないものでございまして、これを今、資料3の対応案のほうでお示したような形で変えさせてもらってはどうかというふうなものでございます。

#### 今井委員

わかりました。この上の濱井委員の意見の上のほうのやつでは、ここが「努めなければならない」というのでは弱いので、もう少し努力義務ではなくてということですよ。今、中瀬委員の言われたところは、事務局としては④のほうに入れ込むということですね。

#### 袖岡政策法務監

中瀬先生がおっしゃっているご趣旨は、一般住宅についても木造というか、木材利用を推進するというふうなご趣旨かと思うんですけども、県が整備する建物については県が自ら木を使いましょうというところが③のところですので、そこにはちょっとそぐわないかなというふうに思ったところではございまして、そうしますと、④のほうで、県はそういう必要な措置を講ずるといのがこの④でございまして、その講ずる内容といたしまして、先ほどの資料3のほうの対応案でお示したような「住宅その他の建築物における木材の利用の促進をするための措置を講ずる」というところを今回加えさせていただいてはどうかという趣旨でございます。

#### 今井委員

文章的には、どういうふうに④を考えているんですか。

#### 袖岡政策法務監

位置はちょっとどこになるかはまたあれですけども、資料1の先ほどの第4の④のところは3行ございまして、1行目の一番後ろに「その他」というのがございしますが、その他の前が措置の例示でございまして、措置の例示が今3つ挙げてございまして、この促進に関する「研究」、「技術開発、普及」、「人材育成」というのがありますが、

これと並列するような形で、先ほど資料3のほうでお示しをしました「住宅その他の建築物における木材の利用の促進」というのを追加してはどうかというふうな趣旨でございます。

#### **田中座長**

中瀬委員、よろしいでしょうか。

#### **中瀬委員**

「住宅その他の建築物」というと何になるんですか。

#### **袖岡政策法務監**

住宅はまさに一般的な住宅でございます、その他の建築物というのは、いろんなその他もろもろも含めた建築物自体を指してございますので、ここで言う住宅というのはあくまでも一例というふうにお考えいただければと思うんですが、住宅とかそういうものを全部含めた建築物に対して、木材の利用促進を図っていくというふうな趣旨でございます。

#### **中瀬委員**

公共以外の建物という捉え方でいいわけなんかな。

#### **袖岡政策法務監**

そういう捉え方で、民間の例えば事業者が作るような建築物とかも含めてです。すみません。公共も、県が直接やるわけではなくて、例えば福祉法人とかがするようなそういう公共建築物なんかも広く含むというふうな、そういう趣旨でお考えいただければと思います。

#### **田中座長**

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

#### **西場委員**

「研究」を除外するということは、本当に除外してしまっているのか、もう一度農林水産部の話を聞きたい。条例をせっかく作る中で、普及と研究はそれぞれの役割がありますので、「研究」という文字を残しておいたほうが将来的にいいという気もします。もう一度聞かせてください。

#### **横澤課長**

今回の修正案で、「研究、技術の開発」を全て抜くというふうに修正をいただいているところですけど、技術の開発というところまでいくと、なかなか県の施設として

どうやっていく話なのか、どちらかというとな民間主導ですべき部分でもあるかなとは思いますが、研究については、木材の利用の促進に関する研究というのは、例えば森林環境教育に関する研究なんかもここに入ってくるものと考えておりますので、そういった研究については残していただいてもいいのかなと思います。なので「木材の利用の促進に関する研究、技術の普及」とか、そういった形であれば我々としてはありがたいというふうに思っております。

#### 西場委員

私もそのほうが理解しやすいので、できたらそのようにしていただきたいと思えます。

#### 田中座長

それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。ほかにございませつか。

#### 濱井委員

この 22 ページの「委員意見等の概要」の 2 で、私が「みえ公共建築物等木材利用方針」では「原則として県産材を使用」となっているのに、トーンダウンしているのではないかという意見を出させていただきまして、対応策が書いてありますが、私はあくまでも「みえ公共建築物等木材利用方針」との整合性を考えて、「原則として県産材を使用」という言葉を入れなくてもいいかという質問、考え方だったんです。そこを対応策は、例えば努力義務でなく「木材の利用を行うものとする」というふうに変えたり、あるいは、この場合は④、⑤とのバランスの検討も必要となっていますけれども、「徳島県県産材利用促進条例」などのように、「県が整備する公共建築物の原則木造化」というふうに、この対応策には書いてありますがけれども、整合性の話とはちょっと違うと思うんですよね。「原則として県産材を使用」というふうに言葉を入れなくてもいいかどうかということをおわせてもらったんですけれども。県がするのは少なくともここと合わせて「原則」という言葉を入れておくほうがいいんじゃないかなというふうに考えたんですが、どうでしょうか。いやいやそうじゃなくて、「原則木造化」でいいということになるのか。

#### 田中座長

「原則木造化」というところに「県産材」ということも入れたらどうかという提案ですか。

#### 濱井委員

そういうことです。整合性を持たすという意味です。

#### 山本（里）委員

その論議になると、また前から残してあるところになろうかと思うんです。だから、やっぱりそこがしっかりしないと書き込みがきちんとできないと思うんです。この検討会が「県産材利用促進に関する条例検討会」として始まり、これは仮称ですけども、一番初めにも出たように「三重県木材の利用の促進に関する条例」と今謳<sup>うた</sup>っているので、そのような形で今提案されているので、そこのネックのところは、大変そこは微妙なところだと思うんですが、そこが決まらないと、今、濱井委員の言われることは、やっぱり皆の中でいろいろと思っているところになるのではないかなと思います。ここでこれを決めてしまっても、またその根っこのところに話がいったときに。

#### 濱井委員

おっしゃることは、よくわかります。私も同感です。ここだけ先に決めてしまうということはなかなか難しいのかもしれませんが、木造化にしておけば全体的に包含できるんですけども、それはやっぱり根っこのところでしっかりと決められた上で、ここは決めていただくのがよいというところかなと思うんですけども、私の意図するところは整合性のことです。

#### 田中座長

今後の議論によって、このところはもう一度検討させていただきたいというふうに思うわけですけども。

#### 今井委員

前はどうかあれ、僕はここは、県が整備する公共建築物ですから、そこには県産材をやはり原則として利用するのが通常だと思うんです。前の議論がどうかあれね。そういう意味では、僕個人的には、濱井委員の言われる、ここには県産材というのが入ってくるべきじゃないかな、原則として。自ら率先して県産材の利用をするということでもいいと思うんですけど。当然使えないものは使えないわけですから、他の県産材以外で用意しないといけないものはせざるを得ないと思いますので、そういう意味では、ここは「県産材」という言葉が入ってもおかしくないのかなというふうに思います。前の議論にはあんまり影響を与えないような気がします。

#### 田中座長

「県産材」の定義付けにかかわらず、この部分は「県産材」としてはどうかという御意見だというふうに思いますけれども。意見が今2つに分かれておりますけれども。

#### 山本（里）委員

「原則として」ということを、あらかじめみんなの了解のもとに入れておくことができるのであれば、前との関連があるということで今私は言わせていただいて、ここで一定その考えが定まるのであれば、それは「原則として」というのを入れるか、「原



則として」を除くかは別として、「県産材」ということに重きを置くということについては、同じ思いで今意見させていただいております。

### 濱井委員

私も整合性のことを言っておりますので、「原則」というふうに入れてもいいかなと思うんですけども、やっぱり全体的な今回の条例づくりの考え方で、いろんな意見がある中で進めていますので、ちょっとストップしたような感じなんですけれども、あくまでも今井委員が言われた「県産材を原則」ということで、「みえ公共建築物等木材利用方針」との整合性だけを考えてときには、それでもいいのかなとは思っているところもあるわけです。そこら辺はちょっともう皆さんで、そこまで言わなくてもそちらにそうやって載っているからいいじゃないかということならば、あれですけれども。固執しているわけじゃありません。

### 中森委員

皆さんのおっしゃることはよくわかりますので、共通の認識だと思うんですけども、ポイントだと思います。私も賛同をいたしますが、「原則として」と入れる場合は、原則ですので、裏を返せば例外があっても仕方ないのかなというのが裏にあるのではないかなと思うんです。「原則として県産材を利用するものとする」としてしまうと、必ずしなくてはいけないというのがすごく縛りになるのかなということであります。

「原則として」と入れる場合は、「県産材の利用に努めるものとする」と、「原則」を入れたら「努める」にしておかないと、やっぱり「原則」と「ものとする」だと、どうしても使えない場合に、例外としてわざわざ説明責任がいらしますので、そこは「原則」を入れたら「努めなければならない」ということでいいんじゃないですか。「原則」で「するものとする」としたら、もうガチガチになっちゃうのかなと思って、我々からすればそれはありがたいかもわからんけれども、本当にそれでいいのかなというところが、場合によってはあり得る公共建築物があるのではないかなと。公共建築物で、例えばですよ、ちょっとしたバス停とか、ちょっとした公共施設の物置とか、もうそんなプレハブで作りたいと、ちょっと鉄骨のものを買って作りたいというのも、それはあかんわけです。原則じゃないからね。そういうことが心配されますので、そういう例外も現実はあるんじゃないかなと。大きな建物、基礎からして棟上げしてするものは、木を使うというのは当然やってもらうんですけども、場合によったら簡易なものは、木造以外のものも公共建築物として例外はもしかしたらあることを想定しておかないといけないのかなと思ったもので。「努めなければならない」としておけば、原則外もそういう例外はあるのかなと、軽微なものもあるのかなと、こういうことですね。それでいいんじゃないですか。

### 杉本委員

今日いただいた資料2の「みえ公共建築物等木材利用方針」というのがあって、その2枚目に「木材の調達目標」というのがありまして、そこに「県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものとし」となっているのです。中森さんの言われるとおりのことですが、この利用方針は今のものですね。そこでそんなふうになっていることを踏まえて、連動して書くという形かなと思います。この利用方針が、本当に生きて実効性があるものであれば、今回のような議論はもう少し楽だったんですけども、これがあまり動いていないというところに今の問題があるというのがありますので。

### 西場委員

県産材をどこまで重視するかとか、他県産材を入れていくのか、あるいは国産材、また外国材をどうするかというのは最初からのテーマで、今もまだ結論が出ていないけれども、正副座長案としては、一般木材を入れる形で進んできている。ここの「県の責務」の中で、この問題の結論を出していくのはちょっと無理があると思います。次の検討会でしっかり議論してもらって、全体を通した中で、今、杉本さんも言われましたように、この利用方針も絡めてやってもらえばよいと思います。

### 田中座長

ありがとうございます。今、西場委員からも提案がありましたが、少し意見が分かれておりますので、次回以降はこの件につきましては持ち越させていただいてよろしいでしょうか。次回以降、またご検討いただきたいというふうに思います。

### 今井委員

この前、兵庫県の勉強をさせていただいて、県産材を対象に兵庫県はやってもらっていて、その兵庫県の条文の中で、市町は「責務」になっていたんですね。それについて、僕ちょっと質問ができなかったのが残念だったんですけども、市町とあらかじめお話しして「責務」にされたのか、県議会としてされたのかというのがちょっとわからないんですけども、一度やはり県の条例ですけども、そういう「市町の責務」とできないのかどうかというのは、することがどうなのかも含めて、ちょっと皆さんの御意見も聴かせてもらいたいなというふうに思います。兵庫県のこの前いただいた資料では、やはり市町は他の事業者と比べて、そういう森林の整備とか保全についてより責任が重い立場にあることから、兵庫県では「責務」と規定しているというふうな資料を配ってもらったと思うんですけども、三重県においてはどうあるべきなのかというところについて、皆さんの意見をちょっと聴かせてもらいたいなというふうに思います。

### 田中座長

わかりました。「市町の責務」のところは今井委員の方から御意見ございました。

それに対しまして御意見のございます方、お願いいたします。

### 西場委員

私もその点について検討を深めねばならないと思っています。県と市町との対等関係を重視していくと、県のほうが市町の責務を規定していくことについて、市長会、町村会とか、代表的な市町との協議なり、意見交換もしておく必要があると思っています。県と市町の役割分担については、森林環境譲与税が多額に市町へ支出されていますので、森づくりや木材の供給については市町の役割が大きく、市町の規定をしっかりと書き込んでいく必要があると思いますが、今の対等関係の中では、もししっかりと書き込んでいくのであれば、市町との協議も、ある程度というか、せめて1回はしていく必要があると思っています。

### 今井委員

本当にありがとうございます。今、西場委員が言ってもらったように、やっぱり市町の財源的にも役割的にも今後大きくなっていく中で、県議会としてこの県産材利用促進の条例検討会を作って、三重県としてやっていこうというときに、実際条文上、「市町の役割」なのか、「責務」なのか、いずれにしてもやっぱり県として、県議会として、三重県における木材の利用促進を今こそしっかりと推し進めていくべきだというこの熱を市町の皆さんにも伝えたいという意味で、この場でちょっと問題提起させてもらいました。今、西場委員が言ってもらったように、本当にこれから市町の役割がこれまで以上に大きくなってくると思いますので、しっかりとまた市町とも一度こういったことも含めて、何らかの形で県議会のこの議論の熱を向こうにも伝えられる方策があればいいなというふうに感じましたので、この「責務」と「役割」について、今ちょっと議題に挙げさせてもらいました。ご理解をよろしくお願いいたします。

### 杉本委員

両委員さんのおっしゃるとおりで、私は、ここには今はないんですけども、この前、兵庫県からの聴取りで協議会の話がありましたよね。県全体の協議会で、市町が入ってという。あれが本当に対等な関係で、そういう共同会議みたいな形とか、どんな会議がいいのかは別なんですけれども、県と市町が対等な関係でこれを進めていくというような仕掛けができればいいかなというふうに思っています。今はないので、また今後の議論ですけど。29ページの「第13 体制の整備」辺りで中身を議論した上で、市町との関係がここに「役割」なのか、「協働」なのか、「責務」なのかみたいな形で書けたらいいかなと思います。

### 山本（佐）委員

市町でも、森林教育とか木材利用について、やっぱり温度差があります。特に森林のない市町はせいぜい譲与税の使い道にしても、学校で机を買いましたみたいな、そ

れでもう終わってしまうようなこともあります。だから、例えば木材を利用するということが、県の産業でもそうですし、環境もそうですし、全てのことについて影響があるというのを市町の皆さんも考えるということで、同じ熱量を共有してほしいなというのがありますので、改めてこの条例に市町も巻き込むという何か仕掛けも大事なんじゃないかなと思いました。特に、森がないところですね。

#### 濱井委員

後の「体制の整備」のところになっていくんでしょうけれども、私もこの協議体というか、これは大切なことだと思うんです。できれば市町もそうですし、他の団体さんも入っていただくような体制づくりをやっていただくほうがいいと思うんです。その中で、先ほど委員の方々が言われましたように、市町の役割も大きくなっておりますし、みんなで作っていく、そういう体制づくりをやっぱりやっていかなあかんと思うんです。これは岐阜県辺りでも早くから進めておられますし、これはできればやってほしいなと思います。

#### 田中座長

また、この件につきましては後ほど「第 13 体制整備」の件で御議論いただきたいというふうに思います。

他に御意見のございます方。

#### 谷川委員

「市町の役割」か「責務」かということで意見を言わせてください。私はちょっと執行部の意見も聴きたいんですけど、「責務」って県が市町に言うのはすごく重いと思うんですね。これは予算措置も当然しなくてはいけないし、各市町ではもう既に作って行動しているところもありますし、それを「責務」というのはかなり重いと思うんです。だから、「役割」という形で当然連携は大切だと思うんですが、執行部の意見はどうですかね。「責務」と「役割」について、県がこの条例を作って、市町に役割を課すということについてはどうお考えですか。ちょっと聴かせていただければと思います。

#### 横澤課長

この規定を入れたときにどういう運用になっていくのかというのが、「責務」にした場合と、「役割」にした場合との違いというのがどのぐらい出てくるのかというのが、ちょっとにわかにはわからないところがあります。兵庫県の例を参考に「責務」という話で今議論をさせていただいていると思うんですけど、三重県の条例体系の中で同じように「市町の責務」ということをしているようなものがあるのであれば、それと同じぐらいのっていう議論はしやすいかと思うんですけども、今まで三重県の条例の中で「責務」ということを書いたことがない中で、今回初めて「責務」というふう

に入れるとすると、他の役割としている規定に比べてどのくらい何が違うのかというのは、入れる前に意識的に私も議論をさせていただきたいなというふうに思います。

### 谷川委員

ありがとうございます。今、16 ページの下に書いてくれてあるので、議提条例の中では「子どもを虐待から守る条例」と「みえ歯と口腔の健康づくり条例」というふうに「責務」にしているのがあるということなのですが、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」で「市町の責務」としたときに、パブリックコメントですごい数が来たような記憶があるんですけども、「責務」とするということは、中間案か何かのときにやっぱり市町の意見を聴かないとという気がしますね。だから、私は「役割」でいいのではないかと思うところですが。

### 田中座長

「責務」にする場合は、市町と一応協議をした上で「責務」とすべきだというお考えですかね。

### 袖岡政策法務監

先ほどの関係で、市町の御意見を伺うという話でございますけれども、パブリックコメントをまた条例案を作った段階でさせていただくとして、その段階で市町の方にも、そういうパブリックコメントをしているということについてはご案内をさせていただきますので、その段階で市町の御意見を伺うことは可能かというふうに思います。

### 田中座長

わかりました。パブリックコメントで市町の意見を聴かせていただくということでもよろしかったですか。

他にございませんか。この件はよろしいでしょうか。

とりあえずパブリックコメントをかける前の言葉なんですけれども、「役割」にするのか、「責務」にするのかということで御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 今井委員

可能であれば、「責務」のほうでいっていただければ。兵庫県の条例も題目は「市町の責務」で、中の条文を見ると最後の締めは「努めるものとする」なんです。努力義務なんです。この条例だけに限らず、様々な県の条例について、市町との関係上、「役割」というのがほとんどだと思うんですけど、今後はやっぱり県と市町が本当にパートナーとして一緒にやっていくという意味では、お互いに責務を共有しながらやっていくというふうな今後の位置付けというか、そういったことが大事なんじゃないかなと思うので、ここは「責務」のほうでいければなというふうに思います。そ

の上で、谷川委員が言ってもらったように、パブリックコメントで本当にいろいろあると思うんです。僕は、それで逆にもし市町の方から意見がたくさん来れば、それだけ関心を持ってもらって、この県産材利用促進、市町が自分たちもやっていかないとということにつながると思いますので、そういう意味では、希望としては、まずパブリックコメントに出す前の状況では「市町の責務」という形でやらせてもらえるといかなというふうに思います。

#### 田中座長

わかりました。他に御意見のございます方。「責務」という形でパブリックコメントにかけさせていただこうと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

#### 西場委員

今日、横澤課長がみえていますので参考に聴きたいですが、「三重の森林づくり条例」の中では、市町の規定はどうなっていますか。

#### 横澤課長

「三重の森林づくり条例」におきましては、市町の規定はございません。市町の役割に関する規定は置いていないということになっています。

#### 西場委員

それが置いていないならば、改めて、環境農林常任委員会へ申し上げねばならないけれども、この森林林業情勢になってきて市町の役割が大きくなってくると、「森林づくり条例」の中で市町の規定が、「役割」にするか、「責務」にするかは、それはまた議論するとして、必要になってくると思うし、そこがないのにこの木材条例だけに「市町の責務」や「役割」が出てくるのも、少しおかしい。両方検討しながらいきたいと思います。私が申し上げたように、「責務」とする場合は、それなりの手続とか市町との議論がいると思います。ここですぐに結論が出せるかな。

#### 田中座長

パブリックコメントにかけるためには、とりあえず記載をしないといけないということで、「責務」でいきたいというふうに思うわけですがけれども、市町のほうから御意見があれば、また検討はしなければいけないというふうに思います。

#### 西場委員

多く意見が出たので、パブコメの案を作るときに正副で決めてください。

#### 田中座長

わかりました。また、「たたき台」ができましたら、皆さん方と御議論して、御意

見をいただきたいというふうに思います。

#### 濱井委員

「第5」の②は、「市町は、その整備する公共建築物において、木材の利用に積極的に努めるものとする。」となっていますので、ここも公共建築物をどう考えていくかというのがあって関連してくるんですけども、これはちょっと後でという考えもあるんですけど、「原則として県産材」というのを入れるのかどうかなんです。

#### 田中座長

また話が戻ってしまいますので、この件につきましては、改めてまたご協議いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。なかなか進みませんので。

#### 西場委員

これ、ひととおり今日、全部残りをやるのですか。意見を出して、その中で、いくつか議論しなくてはならないテーマを絞って、もう1回議論する場があるのではないですか。

#### 田中座長

そうですね。あります。

#### 西場委員

それから、パブコメ案を作るために、今日の会議で決められることは決めたいけど、残った課題は、次の会議でやればよいのではないかと。

#### 田中座長

そうですね。また、新たに文を作成させていただいて、ご協議いただきたいというふうに思います。

#### 中森委員

「第5 市町の役割」が「責務」になるか、それは別として置いておいて、②の「市町は、その整備する公共建築物において」となっているんですね。なんか上から目線で積極的に努めよと、こういうような感じになってしまうので、やはり市町の公共建築物等における木材利用の促進については役割が大きいので、県産材利用をはじめ、いろんな木材の利用に積極的に努めるものとする。こういうような、公共建築物に対して市町がすることがものすごく大きな影響力がありますよ、という趣旨をここへちょっと入れていただいたほうが、市町に対して「責務」であろうと「役割」であろうと、何のための役割なのか、何のための責務なのかということを確認したほうが、単なる②だと、整備する公共建築物は木材利用に積極的に努めよと、こういう感じな

ので、ちょっと上から目線かなという気がします。なぜ木材利用するかというと、役割が大きい、市町が整備する公共建築物というのは非常に県民と密接に関係が深いから、市町がやることによって、県民に対する県全体としての役割が大きいので、という原則論をそこに入れてもらったら、「役割」だろうと「責務」であろうと、納得していただけるかと違いますか。なぜしなければあかんのかと。県がせよと言うからやるのと違って、市町がやっていただくことは県として非常に役割が大きいんですよと、市町の役割は大きいですよと、入れてもらったらいいんじゃないかと思います。それやったら文句は言わへんと思うわ。ちょっと一言、そこへ付け加えたら「責務」でもいいかなと。別に「役割」でもいいんやけどね。

#### 田中座長

また文面のほうを考えて、提案させていただきたいと思います。

#### 中森委員

市町の役割は大きい、影響力は大きいよということを言ってほしいわけよ。

#### 田中座長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

なければ、1時間ほどが経過しましたので、暫時休憩をさせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、5分間休憩させていただきます。再開は、午後2時でお願いいたします。

(休 憩)

#### 田中座長

休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。

それでは、「たたき台」のうち「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」までの部分に入ります。事務局から補足説明があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

#### 袖岡政策法務監

それでは、資料3の7ページを御覧いただきたいと思います。7ページのところに書いてございますのは、「木育」の関係でございますが、ここについては条例の構成を御議論いただく中でいただいた御意見でございますけれども、今から御議論いただきます「第7」以降のところ「教育関係者等の役割」というところもございまして、そこで「木育」という文言を使っておりますので、これにつきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは資料3の7ページでございますけれども、意見の番号として5番から10



番まで「木育」に関して御意見をいただいております。それに対します対応案でございますけれども、いわゆる「木育」については木材利用促進における「木育」の重要性に鑑み、「県の責務」規定及び「教育関係者等の役割」規定に盛り込んでいくということでございます。ただし、農林水産部さんのほうで「森林環境教育」と「木育」を一体化して「森林教育」として推進をしていくというふうな方向性が示されておるということでございますので、「木育」という言葉は使用しないというふうにはしてはどうかと考えております。また、「三重の森林づくり条例」におきまして、「森林環境教育の振興」が規定されているということ踏まえまして、それとの棲み分けが図られるように「木育」の内容といたしまして、川下の観点を重視した表現として、書いてございますような「木材の利用の意義及び重要性について理解を深めるための教育及び学習その他の木材の利用の促進に関する教育及び学習」など、そういう表現を用いるというふうなことにしたいというところでございます。そうすることによりまして、「三重の森林づくり条例」と今回の条例とが相まって、県が実施する森林教育の推進へとつながっていくという整理が可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

あと、御意見のほうで「木の文化」との関係についても規定をしていくというふうなことも御意見としていただいております。これにつきましては、「木の文化」についてまた改めて委員間で討議を行っていただくということをお願いをしたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 田中座長

ありがとうございます。それでは、「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」までの部分について、執行部から、実務的な観点から何か意見はありますか。

#### 横澤課長

大変細かいところで恐縮でございますけれども、「第7 林業事業者の役割」の中で、「安定的な供給」というのが1行目から2行目にかけて文言としてございます。「安定的な」という言葉が、特に「川上」側のほうから見たときに、ちょっとあまりにも「川下」主導的な言葉というので一部嫌がられるおそれがあるということなので、「安定的な」というところだけは除いておいていただいたほうが、我々としてはありがたいというふうに思っております。そう思う人もいるという話でございます。

#### 田中座長

ありがとうございます。

それでは、「第7 林業事業者の役割」から「第11 県民等の役割」までの部分について、委員の皆さんから御意見はございますか。特に、【検討事項】として示したことについて、よろしく願いいたします。

## 西場委員

今、横澤課長がおっしゃられたのは、この文言で「県産材の安定的な供給」を「県産材の供給」に変えるという意味ですか。

## 横澤課長

そうです。

## 西場委員

先ほど袖岡さんが説明していただいた対応策の一番上で、「木育」について「県の責務」で規定すると書いてありますが、「県の責務」には「木育」という言葉は出ていないけれども、その一番最後の文章のところを指して言うておられるのか、「木育」という言葉をその中に入れていく必要について、どう考えられたのですか。

## 袖岡政策法務監

「県の責務」の方では、「木育」という言葉自体は使ってはございませんけれども、⑤のほうで県が「教育、普及啓発等を通じて」というふうなところで、ここで言う教育として、実質的に「木育」というふうなことを入れておるといふ趣旨でございます。また、表現とかにつきましては、今後検討が必要かなというふうには思います。

## 西場委員

わかりました。

その次の「・」の「森林教育」のところですが、確かに農林水産部のほうで、「森林環境教育」と「木育」を一体化して「森林教育」という用語を使われて推進をされていますけれども、「森林教育」と「木育」は必ずしも関連はあっても一体ではない。我々の木材利用の切り口からいくと、「木育」が直結しているし、このことを条例の中で取り込んでいくほうがストレートでよくわかるんですが、それをこの「森林教育」という言葉にしていくのは、わかりづらさがあるけれども。むしろ「木育」という言葉を使ってわかりやすく条例に入れて、県民に周知したほうがいいのではないかと思います。ご検討をお願いいたします。

## 袖岡政策法務監

「木育」という言葉を使うかどうかについては、ちょっと検討が必要かなというところでございまして、一応ここで例えば「第 10 教育関係者等の役割」のところ、「木育」というふうな表現を使っているところについて、少しその趣旨をかみ砕いたような形で先ほどご紹介させていただいた、ゴシックになっていますかね、木材の利用の意義とかについての教育及び学習とか、そういうふうなところをこの「第 10」のほうで詳しく書かせていただくというふうなことを一応考えているところでございまして、趣旨としては「木育」と同じような内容のことをここに書き込んでいくとい

うふうなことを考えているところではございます。

#### **西場委員**

確認ですが、教育のところでは「木育」のみならず「森林環境教育」を合わせて進めていくために一緒にした変更になったのか、もう一度確認です。

#### **袖岡政策法務監**

「木育」という言葉は、県としてももう使わないということが先日執行部のほうからあったと思うんですけども、それを踏まえまして、今は「森林教育」というふうな形で一体化しているということではございますので、ただ「森林教育」と言いますとここで言う「木育」とは若干概念がもう少し広いものかなと思いましたが、  
「木育」という言葉を使わないにしろ、「木育」ということには変わる言葉として、ここで例として挙げさせてもらっていますような表現を使うというふうなことで考えたところではございます。

#### **西場委員**

県として「木育」という言葉を使わない方針を決めたのですか。

#### **横澤課長**

「木育」という言葉を一切使わないかということ、そっちのほうの方が通りがよい場合はそういうのも使う可能性はもちろんあるというふうに思っています。「第10」の関係で申し上げますと、どちらかということ、これが「木育」だけに規定されるということになってくると、ちょっと語弊があるかなというふうに思っています。今、県で考えています「森林教育」という言葉で統合した趣旨としましては、今まで「森林環境教育」と言われていたものの中にも「木育」的な効果を狙ったものはもちろんあったし、逆に「木育」と言われたような活動であっても「森林環境教育」的な効果を狙ったものもあるという状況ですので、どちらかだけをやるというのではなくて、両方やるというふうに進めていったほうがいいのではないかとということで、「森林教育」というふうの一つの言葉に統合したということになります。なので、どうしても「木育」という言葉をとる場合には、「森林環境教育」も併記をしていただくというのが県の政策方向との整合性という観点ではありがたいというふうに思います。

#### **西場委員**

そういう整理も必要と思いますが、一方で「森林環境教育」というのは、「森林づくり条例」の中の4本柱の1つです。この「森林づくり条例」の中で主軸になっている「森林環境教育」を木材利用の条例のほうに、シフトさせていけるのかどうか、しっかりと整理が必要だと思います。

## 濱井委員

先ほど執行部のほうからお話がありました。実際、そういう活動をされておられる方、森林環境教育なり、木育なり、そういう方の御意見を聴かれた上で「森林教育ビジョン」を作成されたと思うんです。現実そういうふうな活動をされておるわけですし、「三重の森林づくり条例」の中で「森林環境教育」の振興ってあるんですけども、そういうことも含まれておるのかなという現実ですね。実際、行動されている方にそういうところがあるので、白書で言っている「木育」とかの言葉があるんですけども、言葉は言葉として、三重県のまとめられた「森林教育ビジョン」に基づいた統一化というか、それをここで言っても別段問題はないんじゃないかと私は思うんですが。

## 山本（里）委員

確認したいと思うんですが、私は「木育」という円があって、一部重なって「森林環境教育」があるという風に理解していて、今さっきの説明もそういうのに近かったと思うんですよ。重なる部分があるけれども、それぞれの部分があると。だから、それを新しくこのクロスした部分もあるものも含めて、「森林教育」というふうに呼ぶというふうなことについては、「森林環境教育」というのはよく聞いたことがあるけど、「森林教育」というのは、そういう言葉があったかなとか思いながら、ちょっとなじみが薄いかなど。今言っているのは、円と円が重なっていて、この全部を「森林教育」という概念として持つということ、ちょっとなんかニュアンス的にもう少し何かこう、重なっている部分があるっていうことでよくわかるし、両側に発展している部分があるとわかるんですけど、それを「森林教育」とひとくくりにするという概念が、ちょっとイメージがまだ私にはないんですが、ただイメージとしてはそういうことなんですか。

## 横澤課長

「森林教育」という言葉、確かに比較的新しい言葉ではございます。もともと「森林環境教育」というのが先行して言葉として生まれてきておりました、その中で木工を通じて木の良さに触れていただくというような取組について「木育」という言葉を冠して、「森林環境教育」の1ジャンルとして始めたというのが経過でございます。それが次第に「木育」という言葉が割と語感がいいというところもありますので、いろんな人が「木育」という言葉を使い始めて、そうなってくると、もともと「森林環境教育」をやっていた方からすると、あれはちょっと「森林環境教育」とは違うのではないかと思われるような取組が木育の中に入ってきているということですね。かといって、三重県の行政の立場からいくと、「森林環境教育」をやってきた方にとって「森林環境教育」ではないような「木育」であっても、木材利用には非常に良い役割を果たしているものですので、そういったところを全部振興しようとするときに、いい言葉がないかということで探したところ、今、学術的な学会のほうで、そういった

取組を全部ひっくるめて「森林教育」と呼びましようというふうになってきておりますので、今回その用語を採用したということでございます。

### 山本（里）委員

理解はできましたけど、それを知っていただくのはなかなか難しく、この条例を通して知っていただくことにしていくのかなとも思いますけれども、そこまで持つてくときにやっぱり心地のよい言葉というか、ちょっとやっぱり字づらのにも難しい部分があるので、そこまでを十分に説明できるような条例及び体制を作らないといけないなと思います。「木育」ということの中で広がりがあって、環境とは別なところで「木育」というイメージが進み、環境とかけ離れたところで広がっているということの中だけ、それはずっとつながっているということの中で出てきたということなので、学術的なことで新しい価値観ということだと私も初めてここで確認をしたわけですけど、これを知っていただくということは大変努力がいると思います。

### 横澤課長

「森林教育」という言葉、新しい言葉ということで、今回初めて使うということになります。県の動きとしては、今回、「森林教育ビジョン」というものを作りまして、まさにこれから、県の今までやってきた「森林環境教育」、「木育」というのを体系化しながら再構築していくという段階になっています。その中で、県としてこの「森林教育」という言葉を定着させていく努力というのは当然していくと。これからやっていく段階です。

### 杉本委員

この案の22ページ、「教育関係者等の役割」の【趣旨・考え方】の3つ目の「・」のところに、「木材の利用の意義及び重要性について理解を深めるための教育及び学習その他の木材の利用促進に関する教育及び学習」、ちょっとこれ長いんですけども、こういうようなことを前につけて「森林教育」というふうに入れ込めば、「森林教育」の中で特にここを大事にしているという意味で、少しわかりやすくなるのかなというふうに思うんです。

これは「木育」という言葉に対して、それぞれが今までどんなイメージを持っていたかということで、見解の違いが出てくると思うんです。私は「木育」というと、いろんなイベントに行くと、木工教室が多かったんですね、私が出会うのが。木工教室は良いんですよ。良いんですけども、私はこれで木の香りの良さとか、健康に良いとか、気持ちが良いとか、そういうところにまでいこうと思うと、工作だけじゃなくて、やっぱり山に思いを致すというか、そういうところが本当の「木育」やよなって思いながら、これは工作だけであかんよとか思ったりしながらきてたものですから、あまり私は「木育」、良いんですけどね、保育園で木の玉であるとか、おもちゃが木であるとかすごく良いんですけども、この条例が県民の生活を豊かにするところ

へいくときには、少し山に思いを致すというか、そういうのも少しあったほうがいいかなと思って、今整理してもらった言葉でいいなと思うんやけど。「森林教育」というと、ちょっと今までの「森林環境教育」のイメージがあるので、先ほど申し上げたようなところを前につけて「森林教育」とすると、この条文に合うかなという感じがします。

#### 田中座長

意見として承っておきます。また検討を正副のほうでさせていただきたいと思えます。

横澤課長、よろしいでしょうか。

#### 横澤課長

今の意見についてということですね。いずれにしても、ここに規定をするのかということも含めて、用語の定義、ちょっと事務局のほうとも相談をさせていただければと思います。

#### 山本（里）委員

先ほど一番初めの説明のときに、「林業事業者の役割」で「安定的な供給」というのはなかなか疑問を持たれるところもあるというようなところで、「川下」からの見方やというふうなことだったんですが、もちろん供給としての、つまり使う側としての「安定的な供給」を求めることとともに、出すほうとしても「安定的な」というのは求められているところではないんですか。その方々が安定的に出荷ができるような、生産して、出荷して、安定的に収入を得るといふ産業としての営みということで、「安定的な」というのは、そういうようなイメージを大切にすることはなかなかされないのでしょうか。何かそここのところで私もちょっと気になって、県産材を使うことを促進することによって、「川上」から「川下」まで、生産するところから、環境保全をするところから、使うところまでということの中で、供給ということは出荷生産ということなので、安定的な生産出荷ということは求められることなんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

#### 横澤課長

山本里香委員の御指摘のとおり、もちろん安定的な供給先があって、安定的な収入が得られる林業というのは理想的であると。そこについては異論がないというか、おっしゃるとおりだと思います。ただ、ここの規定は「役割」というふうになっておりますので、林業事業者が負うべき役割、もう少し強い言葉で言うと責任ということになりますと、ここの条文自体で言っていることというのは、山側が「川下」側に対して安定的に流していくということが、この規定によって求められると。そういった場合に、買い手側の都合で、いつもいつも都合よく供給できる体制にしてほしいって

うことなんでしょうか、というふうに取りられる山側の方が一部いらっしゃるということですね。彼らももちろん常に安定した価格、もっと言えば高い価格で買っていただけるお客さんがいるということ自体はありがたいんですけど、実態的に申し上げますと、やっぱり買う側のほうが今、市場の関係で強いということがありますので、こういう「安定的な供給」という言葉から少し「川下」優位な市場体系というのを連想してしまう方がいらっしゃるということです。

### 山本（里）委員

その部分というのは理解できます。そうすると、逆にこの条例の中で、「林業事業者の役割」以前の問題として、産業としての林業が立ちいくようにという思いも含めてやっているわけなので、そういう部分の書込みがどこにあるかということになってくるんだと思うんですね。林業生産者としての営みを、利用ということまで引っ張っていく中の一番最初のところのというと、そこがどういうふうにかかれるかということが、どこかに必要なのかなとか。ただ、これは利用促進だけになっているので、でも利用促進するためには、出荷側の何かをしなくちゃいけないというのがあるはずなので、そのところをちょっと何かできないものかなとは思っています。

### 横澤課長

すみません。私、ちょっと先ほど意見を申し上げるときに説明が足りなかったんですけども、同じ文章の中に「多様な需要に応じた」というのが入っていますので、そこがあれば生産する側としてはちゃんと需要を見ながら供給していくということが十分込められているのかなというふうに思っております。より強い表現をということであれば、またちょっと議論させていただければと思います。

### 山本（里）委員

もう少し頭の中で整理したいと思います。なんかニュアンスが少し求めているものと違うかなと、私は今ちょっと思っております。

### 山本（佐）委員

2点ありまして、さっきの「木育」の文言なんですけれども、非常にイメージ的な確かに単語かもしれませんが、「木育」というのは「森林環境教育」だけではなくて、例えば日本が古来から親しんでいる「木の文化」であったり、生活の中で木を本当に身近に使っていたような、そういうことももう一度感じて子どもたちに伝えるというような意味もあり、「木育」はそれを表現する、ある意味シンボリックな単語であると思うんですね。ですから、やっぱり県民の皆さんが実際木を使ってもらおうというメッセージとしては、「木育」というのはすごく私はわかりやすく親しみのある単語であると思いますので、県で使わなくなりましたというだけで削除を自動的に考えるのではなくて、そういう側面からももう一度議論していただきたいなと思います。私は

並列で使うのはすごくいいんじゃないかなというような思いがあります。

2つ目が今、山本里香先生がおっしゃった「第7番 林業事業者の役割」なんですけれども、今おっしゃった「多様な需要に応じた良質な」という文言は、おそらく今まで私たちがヒアリングした中で、建築事業者さんとか建築士の皆さんが県産材を使おうと思っても、なかなか適した県産材はないとか、そういう声が上がったので、やっぱり「川上」のマーケット努力というか、そういうところで入れられたのかなと私は理解をしています。ですから、これはこれでいいんですけれども、やっぱり今おっしゃったように、林業事業者の方は森林の整備保全も非常にすごく誇りを持ってやっておられるところでありまして、何も木材利用需要があるためだけではなくて、やっぱり治水とか、自然環境とか、そういう意味でも森林を守っていくことは大事なんだということで仕事をされている意味合いもあります。ですから、私はちょっとこの「第7」のこの【検討事項】の中に、「森林の整備及び保全」については、入れるべきか、入れないべきかという検討事項がありますけれども、私は是非これは入れていただきたいと思うんです。確かにこれは木材利用促進の条例ではありますけれども、ここがないと、やっぱり表裏一体ですし、林業関係者の方と話しても、木材を利用するだけじゃなくて、やっぱり植林とかそっちも非常に大事なんだということを必ずおっしゃいますので、県もそのことはちゃんと考えているんだよということを表明するためにも、これは入れていただいたほうが私はいいいんじゃないかなと思います。

## 今井委員

先に今のほうなんですけど、この後もまた議論があるのかわかりませんが、この「林業事業者」というのはどういうものか。「森林所有者」も入る「林業事業者」なのか。森林所有者からスタートして、後の「木材産業事業者の役割」、この辺がちょっとはっきりしない部分があると思うんですね。森林所有者、本当の所有されている方、植林するのはその人たちですから、その人たちのこともこの後議論で出てくるんですよね。森林所有者について、前回いろいろ御意見も出ていたと思いますので、それによっては、私自身は課長の言われた、「川中」、「川下」から見て、「川上」に「安定的な供給」をなさってというような見方だと、所有者の方々がとても辛いような、辛いつて言ったら変ですけども、今なかなか植林できない環境の中で、「安定的な供給」をしろと言われてもできない環境ですやんかというようなことを、僕も所有者にお話を聴くと、非常に一番苦しいのは林業関係者の中で、所有者のところになってくると思うので、ここでいう「第7」の「林業事業者の役割」というこの「林業事業者」が所有者なのか、所有者から出た林業で事業をしている人たちなのか、その辺ははっきりしてもらいたいなというふうに思います。それはそれでまた後でも議論が出てくるのかもわかりませんのでとは思いますが。

それで、「木育」のところなんですけど、僕も前にちょっと「森林環境教育」との整合性と言ったんですけど、僕は今いろいろと聴いて、「木育」という言葉は本当に良いと思うんですね。僕の中では、世代によって言い方が変わっているのかなと



思っていたんです。例えば、小学校就学前、学習とか教育が始まる前の子どもさんたちは「木育」という感じで呼んで、学校で授業が始まってきたら「森林環境教育」であるとか、「森林環境学習」という言葉が入ってきてというところからいけば、要は県民全員が対象で、おぎゃーって生まれた赤ちゃんから高齢者の方々までという中では、特に木に触れてもらって、その木の良さを、森を知る前に木を知るっていう子どもたちがいると思うんですね。その人たちに必要なのは「木育」というやわらかい言葉であり、そういういろんなところが「木育」の活動をしてもらっていると思うんですけど、そういうことなのかなというふうに感じましたので、やっぱり世代によって、木を知ってもらおう、森を知ってもらおう、やっぱり順番があると思うんですね。年齢によってというか、世代によって。その意味では、山本佐知子委員が言われたように、「木育」という言葉も併記することで僕はいいような気が個人的にはいたします。

### 濱井委員

今井委員が「森林環境教育の振興」との整合性をちょっと前のときに言われました。「森林づくり条例」の中にはその言葉が入っておるわけですので、今回「森林教育」という言葉に統一したものをこれから使っていくということになれば、当然ながら条例との整合性を考えていかないとあかんので、改正とかいう話も出てくるんですけども、どうですかね。今回の条例の中では「森林教育」というふう<sup>うた</sup>に謳ったとしても、何か括弧書きか何かで「木育」と「森林環境教育」を含む、というような書きぶりをすればわかるんじゃないかと思えますし、これから「森林教育ビジョン」の話、それからこの条例づくりも3月いっぱいまでかかっていくわけですが、県民に対するお知らせをきちんとしていかないとあかんわけですけども、並行してそんな感じで動いていければどうかなという感じがします。

それから森林所有者については、私も林業事業者と森林所有者は基本的には違うと思うんですけども、やっぱり両方を含めて物を考えないと、協議会を作るような場合はやっぱり両方とも入ってもらわないといかんと思えますし、この「林業事業者の役割」だけのことにしておくのはどうかなと思えます。地域における森林の経営の中核的な担い手でもありますので、両方よく似たところがあるんですけども、この中に、山本委員が言われた、森林の整備とか保全とかそういうものも入れながら、そういうこともやっぱり謳<sup>うた</sup>ってもいいんじゃないかと思えます。「森林づくり条例」とかぶるところがあっても特段問題ないんじゃないかという感じがするんですが。ここでははっきり入れておくほうがいいんじゃないかと私も思いますけどもね。

### 袖岡政策法務監

森林所有者を入れる、入れないという話でございますけれども、これに関しては、第9回だと思いますが、「条例の構成」について御議論いただいたときに、「林業事業者」の中には「森林所有者」が入っていないということで御説明させていただいたところでございますけれど、これを入れるべきだというふうな御意見をいただいたこと

を受けまして、少し対応案として今回資料3のほうをご用意させてもらった中で、6ページのほうを御覧いただきたいと思うんですけれども、6ページの「条例の構成」に関しまして、1番から4番に「森林所有者の役割」規定を設けるというふうなところで御意見をいただいたところがございますので、それに対する対応案といたしまして、森林所有者等の県産材利用促進に果たす重要性和林業事業者とはその役割が微妙に異なるというふうなことに鑑みまして、次のイメージのように、別で「森林所有者等の役割」を規定するというふうなことで対応案とさせていただきます。

条文のイメージでございますけれども、「森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の安定的な供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」というふうなことでさせていただきます。

あわせまして、「第3 基本理念」(5)ですとか、「第4 県の責務」②ですとか、「第13 体制の整備」①につきましても、「森林所有者等」という形で加えてはどうかというところがございます。なお、森林組合につきましては、愛媛県の条例では独立した役割規定というのを設けているという例がございますけれども、基本的には林業事業者の中に含まれるのではないかというふうに思われるものですから、特に独立して役割規定を設けるといふようなことはせずついたとを考えています。ただし、林業事業者の中に森林組合が含まれるという趣旨については、それが明確になるような定義を設けるということで対応してはどうかというところがございます。

#### **濱井委員**

森林組合も、この中に入ってくるということで考えたらいいんですかね。

#### **袖岡政策法務監**

森林組合については、今の「第7 林業事業者」のところに含むということを確認化してはどうかというふうに考えておるところでございます。

#### **濱井委員**

わかりました。

#### **西場委員**

県産材の安定供給の議論がありました。「安定的な」という言葉を削除していくことについてですが、「川上」に対して上からの言葉のようなイメージを言われましたけれども、実際これはよく使われている言葉なので、ここであえて削除すると、今後いろいろと影響が出てくるのではないかと。我々もこの「木材の安定供給体制」は、慣例としてよく使ってきています。あえてここで課長のほうから言われて、削除することで、皆で了解してしまうと、今後この言葉の使い方やりづらさが出てくるのではないかと思います。

また、先ほど山本里香委員も言われましたけれども、この条例が効果を発揮して、木材の需要が拡大してきたときに、大きな役割として安定供給体制の確保が必要だし、今でも「川上」の体制は大変厳しくて、なかなか山から木が出てこないです。だから、木材の供給については、「林業事業者の役割」の条項に入っているんですけども、これだけで独立した1項目として入れていただく価値があると思っております。

#### 田中座長

ありがとうございます。また、十分考慮させていただきたいというふうに思います。

#### 今井委員

先ほど事務局で説明してもらったとおり、僕も「第7」の「林業事業者」と「森林所有者」というのは分けるべきだという思いで、先ほど言っていたこの資料3の6ページのように、それを別立てで「森林所有者等の役割」ということで条文のイメージを先ほど読んでもらいましたけれども、ここで「安定的」を使うのは僕は全然問題ない、分けたのであれば問題ないというふうに思いますね。ここでは、「安定的な供給に資するよう」ということですから、「安定的な供給ができるようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努める」、これは県と森林所有者さんとの間で、そのために県は今後、森林所有者のほうに対していろんなサポートや支援事業をしていきますよということですので、この「第7 林業事業者の役割」のところと「森林所有者」とを別立てでしてもらおうと、実際に山を持ってもらっている人と、その木を購入して事業をする人というのを区別できると思うので、それをしてもらえれば全てに「安定的な」という言葉は、僕は入っていいのかなというふうに思いますね。ですので、この6ページのような形にすることによって、この「第7 林業事業者の役割」もその分野での役割として「安定的な供給」、その人たちのやるべき「安定的な供給」、森林所有者が安定的な供給ができるように森林を整備するとか、そういうような形でちゃんと分けられると思いますので、そうすれば西場委員が言っていた「安定的な供給」というのは本当に大事なことなので、「林業事業者の役割」とは区別して新たな「森林所有者等の役割」というのを作ってもらえれば、この「安定的」は全てに、その後の「木材産業事業者」のところにも「安定的」という言葉が出てくるんですけども、その辺がつながるんじゃないかなというふうに思います。それぞれの立場で「安定的な供給」をできるようにご尽力いただくという役割を担ってもらおうということなのでいいのかなというふうに思います。

#### 谷川委員

一番最初の話に戻るんですが、22ページの「第10 教育関係者等の役割」のところで、最初に横澤課長が言ってくれたように、「木育」との併記が一番いいと思っていて、こここのところの「木育の推進」という条文のところを「木育・森林環境教育を含む森林教育の推進」にしてもらったら「そのための人材育成及び他の者の行う」、こ

こは「森林教育」でいいと思うんですね。その前にも書いてあるので。「森林教育の推進に関する活動への協力に」というふうにつなげたら、もうそこで含まれてくるのではないかなと思ったので、ちょっと意見として言わせていただきました。

#### 田中座長

ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかに御意見のございます方。よろしいですか。

なければ、「たたき台」のうち「第12 公共建築物等木材利用方針」から「第14 財政上の措置」までの部分についての検討に入りますが、その参考とするため、本日資料2として「みえ公共建築物等木材利用方針」を配付しておりますので、適宜ご参照ください。

それでは、この部分について執行部から、実務的な観点等から何か意見はありますか。

#### 横澤課長

「第12」の②(3)については、先ほど「県の責務」のところでさせていただいた議論と同じように、「研究、技術の普及」と表現を揃えていただけると助かりますというのが1点です。

あと、実務的というより単純に読みやすさの問題で非常に恐縮なんですけれども、その「第12」の②(1)に「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」というふうにあるんですけど、おそらくこの案でおっしゃりたいのは「公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関する基本的事項」なのかなというふうに思っています。すみません。一案でございます。意見としては、以上です。

#### 田中座長

ありがとうございます。

(「もう一度」の声あり)

すみません、もう一度ということなので。

#### 横澤課長

25 ページの「第12」の②(1)のところで、今、「公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する基本的事項」というふうに書かれておるんですけども、木材の利用という言葉が2つ連続していて読みにくいのではないかと考えております。一案といたしまして、「公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関する基本的事項」とされてはいかがでしょうか、というのが意見でございます。

#### 田中座長

ありがとうございます。

それでは、「第12 公共建築物等木材利用方針」から「第14 財政上の措置」までの部分について、委員の皆さんから御意見がございませうか。特に、【検討事項】として示したことについて、よろしくお願ひいたします。

#### 西場委員

「第12 公共建築物等木材利用方針」というタイトルは、国の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に記されている方針の名称であり、その内容はこの木材利用条例の中の一番核心部分である木材利用の進め方が書かれていると思います。それだけに、このタイトルをもっとわかりやすい表示に変えてほしいと思います。公共建築物もですが、それ以外のものも対象としてゆくのであれば、「木材利用方針」でいいかと思ひます。あるいは、県産材を入れるのであれば、「県産材をはじめとする木材利用方針」とか、「県産材等木材利用方針」として、木材利用をどう進めるかがこの中に書き込まれていることをわりやすくしてもらひたいと思ひます。要望です。

#### 田中座長

御意見、ありがとうございます。また、検討させていただきたいと思ひます。

#### 杉本委員

これまでもこの利用方針があつたのに、進まなかつたわけなんです。もっと進めていきたいと思つたときに、この③の方針を変更したときは公表するということと、④の実施状況について毎年1回公表するという、③、④がこの条例として新たに付け加えたことなんですよというふうに捉えたらいいんでしょうか。今までこれは公表してなかつたのかなというのは、ちょっと執行部にお聴きしたいんですけども。

#### 横澤課長

公共建築物における木材の利用の状況については、法律に基づいて公表はしてきております。今回は、ここに事項が追加されているということで、そこに新規性はあろうかと思ひます。

#### 杉本委員

事項ということは、②に関わる内容を指しておられるんですよ。

#### 横澤課長

そうです。

#### 杉本委員

そうですね。そうすると、(1)は「基本的事項」で、(2)が「木材の利用の促進に関する目標」ということで、この辺りが目標値を何か設定するということというふうに捉えさせていただいていいんでしょうかね。

#### 横澤課長

ごめんなさい。目標値につきましては、前回、兵庫県のヒアリングのときに両論があるという話があったかと思います。ちょっとそれも踏まえまして、議員の皆様で御議論をいただいてから決めたほうがよろしいのではないかと思います。

#### 杉本委員

ということは、今ちょっと私もこれをどうしてもっていう具体的なものはないんですが、ここの「第12」がすごく大事ということにはなるんですね。ここの中身については、まだ具体的な話はこれからということで、それはここだけでというよりは執行部とも話し合いをしながら、意見交換をしながら、ここを決めていく必要があるよねって話になるかと思うんです。条例を先に決めておいて、中身は今後というふうにするのか、もう少しここでいろんな意見も出し合いながら条文を作っていくということでいいんですかね。いかがでしょうか。

#### 田中座長

杉本委員の意見に対しまして、御意見のございます方。

#### 西場委員

この項目は重要だと私も思います。①は法に則って今までやってきたところですが、②がこの条例で新しく規定した内容で、公共建築物以外の建築物に対して利用促進すること。これが今回、我々の進める一番核心部分になってくると思います。今日も中瀬議員が発言されたことにも通じるとは思います。杉本議員が言われた(2)の目標については、公共建築物に関しては県が法に則って目標も置いていろいろやっている。それでは、民間施設、商業施設に対して、今後、どのような目標を置いて、その実績をどのように確認していくかはいろいろ難しさがあると思いますけれども、できれば、方針と目標を置いて、木材利用を進めていくことが重要だと思っております。是非、目標や実績の公表、実施状況の報告なども含めてお願いしたいと思っております。

#### 中瀬委員

今、西場委員が言われましたように、やはり公共だけじゃなくて一般の建物がどれだけ達しているということがきちりと数字で見えないと、やはり具体的な推進にはならないと思うんですね。ですから、今、西場委員が言われたように、そこら辺をきちりと公表できるような仕組みを作っていければ、より実効的な条例制度になるというふうに思うんですが。

## 中森委員

「第 12」の①のほうで、当然法律で定めるところの公共建築物等の木材利用方針というのは定めているということもありまして、それをこの条例で位置付けするというのは大きな意義があるというふうに思います。加えて、西場先生がおっしゃるように、公共建築物以外についてもこの条例は非常に重要なポイントになるということから、②としてそれ以外のものについて規定をするということは重要なポイントです。我々は理念中心か、施策列挙にするかという議論は当初からありましたけれども、ここで具体的な施策については担保できるのではないかなと思います。ここで具体的に既にやっている県の計画や指針を、二重に作るのはあれですので、現在やっているのは当然きちっとした位置付けをして、これを条例で位置付けすることによって、これまでも、これからも、県が進める公共建築物についての県産材をはじめとする木材の利用についてはしっかりとここで計画し、具体的な施策を明記していただくということが位置付けられたと。それから、②のほうで公共建築物以外についても、しっかりとここで目標値を定めるとか、いろんな利用促進に関する研究技術を進めるとかいうことを具体的に明記しながら、公共建築物以外についても利用方針を定めていこうということですので、これは大きな意味があるというふうに思います。

よって、タイトルは、「第 12 公共建築物等木材利用方針」と書いてあるものの、西場先生がおっしゃるように、「県産材をはじめとする木材利用方針」ぐらいにしておいていただいて、①で公共建築物をしっかりと位置付けをして、具体的な施策をここで明記してください、方針を出してくださいよと、報告してくださいよと。②で公共建築物以外をしっかりとここでやってくださいよと。③、④でしっかりとこれを公表してくださいよ、ということをご明記していただくのは非常に意義があるのではないかなと思います。県の負担も今までやっていることをしっかりとやるわけですし、また体制のほうも次の条項で述べられますので、現在の体制も改めて仕切り直していただけるのではないかなと思います。

## 田中座長

ありがとうございます。

開始から1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩といたします。再開は、5分後の午後3時6分からということで、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

## 田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

「第 12 公共建築物等木材利用方針」から「第 14 財政上の措置」までの部分について、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

## 杉本委員

先ほどの中森委員、西場委員の意見に賛成なんですけれども、民間というか、公共建築物以外のところの目標を設定しましょうという話で、その目標がどんな目標になるかということによるんですけれども、①の公共建築物のほうは目標がないんですよ。方針しかないんです。だから、進まないんです。なので、この②の(2)、公共建築物以外のところの目標設定がどうなるかによっては、公共建築物のほうもやっぱり同じように設定をしていく必要があるなと思います。なので、その辺りは、この中身によるんですけれども、検討事項としていただきたいと思います。

## 中森委員

ここに「みえ公共建築物等木材利用方針」があるやんか。ここに実は、2ページ目に一応目標の項目があるんやな。「第2 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標」というのがあるんですよね。目標という言葉はあるねんけど、目標数値がない。ふわっとした目標はあるが、数値がない。数値まで言うのかということがおっしゃっているところだと思います。条例で数値までというのはできませんので、利用方針の中で目標及び目標数値ということで、数値まで入れるかどうかというのを条例で言うかどうかですよね。「目標」と、今この条例案はなっているわけです。民間についても目標を置くと。さらにその次、目標値を設定するようなところまでするのが果たしていいかどうかということころは、今ちょっと議論のあるところやね。

## 杉本委員

それは、民間のところの議論がどこまで進むかというか、条例の中には書き込まなくても、議論をすればそれが逐条解説とかに入って、執行部の次のところにつながると思うんです。なので、ただ言えることは、公共建築物等は目標値まではなかったもので、やっぱり市町によって進み具合は違う。県によっても進み具合が違う。それは何のの違いによるのかって聞くと、多くの方がトップの意識です、というふうなところへいたりするんです。それはどうかなって感じがあります。

## 中瀬委員

「第14 財政上の措置」なんですけど、今まで公共建築物や一般建築物に対して目標値を掲げるのがいいんじゃないかということと言われるのであれば、「財政上の措置」についても、やはりある程度責任感を持つようなことが必要かなというふうに思っていて、「講ずるように努めるものとする」じゃなくて、「講ずる」というふうに言い切ったほうが僕はいいと思います。お互いに責任を持つという意味で。

## 田中座長

ありがとうございます。努力義務じゃなくて、「講ずる」というふうにするという



ことですね。わかりました。

#### 今井委員

ちょっと「第12」から「第14」だけのことじゃないんですが、今の「第14」のところ「施策を推進するため」とあるんですけども、基本的にこの条例全体の案の中で、「県の責務」から「県民等の役割」、それで今の「公共建築物等木材利用方針」、「体制の整備」、「財政上の措置」となっているんですけど、基本的な施策的なものがどこにもないんですよ。何をするかという部分。ですので、「第14」で、施策について「財政上の措置」というのがあるんですけど、それがいいのいいのかなど。この条例自体が役割だけを書いてあるんですけど、安定供給するためにじゃあどうしていくのかとか、県はそこにしっかり支援をすとかいうのが、大体の条例というのは、基本的施策というのがある、いくつかやるべきことがダーッと出てくると思うんですね。それで、「第4 県の責務」のところ「木材の利用に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」というのがあるんですけど、基本的施策というのがこの条例案全体の中でないので、何か役割分担するだけの条例みたいに正直見えてきちゃうんですね。例えば、兵庫県でも、木質バイオマスの利用推進とか、人材の育成とか、普及啓発とか、県産材の加工流通体制の整備とか、県産木材の利用促進とか、そういうことがずっと条文の中にあるんですけど、この条例では具体的なこういう施策を県は行っていくというのが、「県の責務」では入っているんですけど、それ以外のところに書き込みがないので、実質的に何ができるのということ、それぞれ頑張れよって、役割を果たしてよってということになってくると、先ほど中瀬委員が言われた「財政的な措置」も、何に対する措置なのか、施策がちょっとはっきりしていないので、その辺はどうなんですかね。これ、役割分担の条例になってしまっているようなので。横の連携をとってください、体制整備をしてくださいっていう形なので。その辺はどうなんでしたっけ。

#### 田中座長

ありがとうございます。理念中心とするか、施策まで規定するかというのは、今、議論が分かれているというふうに思います。この件につきましては、今は理念の部分で協議しておりますので、次回、議論させていただきたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。

#### 今井委員

ということは、ごめんなさい。次回、施策を入れるかどうかの議論ですか。理念条例でも施策を入れませんか。

#### 田中座長

次回、施策まで規定するかどうかも含めて議論をさせていただきたいと思います。

### 今井委員

なるほど。それによって、「第13」も、僕はこれだけの書き込みでいいのかどうかというのは変わってくるので、要は体制の整備だけでいいのかということになってきますので。例えば、ここで、各市町や林業事業者などの各関係機関の進める施策に対して、県はしっかりと財政的というか、支援をして、各主体がそれぞれの必要な役割を果たせるように必要な支援を県はしなければならないなり、努めるとか、そういうのが必要になってくるので、次回、そういう具体的な施策を入れるかどうかの議論をやるってということですね。

### 田中座長

そうですね。よろしいですか。

### 杉本委員

今後の進め方なんですけれども、このタイトルは「条例の総則的部分（理念部分）正副座長たたき台」とあって、一番最初に私たちが求められたのは、ここだったと思うんですよ。その中にずっといろんなものが入っていたので、今、最後までいったんやけれども、最初、私たちに意見を出してくれて言われたのは、この部分だけだったんですよ。でも他のものが入っていたので、今最後まで検討しているということになっているんですが、どの段階になるかわからんのやけど、どんな施策がいるのか、いらんのか、入れるとしたら、こんな規定を入れたほうがいいんじゃないかっていう辺りのことを、もう1回意見聴取していただくという段階があるのかないのか、あるとしたらいつの段階になるのかっていう辺りがちょっとわかりにくい。

### 田中座長

まず、理念ということで今協議していただいておりますけれども、施策までするかしないのか、そこら辺もまだこれから議論していかないといけないと思いますので、また次回、施策を入れるのか、理念のままでいいのか、そこら辺も協議していただきたいと思います。

### 杉本委員

そうですね。この1ページに整理されていますもんね。「第12」と「第13」と「第14」は、「理念の実現を担保するための規定」ということで整理をしていただいで議論してきたわけなので。すみません。今後、どう進めるのかなということ、ちょっと思いました。

### 田中座長

また、次回よろしくお願ひします。

## 杉本委員

わかりました。

## 谷川委員

29 頁の「第 13 体制の整備」のところになるのか、戻って「第 4 県の責務」になるのかわからないんですけど、他県も入っていないんですが、「国」という言葉がほとんどないんですね。国と連携というのは、やはり技術ですとか、情報ですとか、そういうことについては国との連携というのが必要だと思うんですけども、他県もほとんど入っていないんですよ。これは、「県、市町、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等及び県民等」になっているので、国というのも考えとしてはあるんじゃないでしょうか。というのが「第 13」のところの意見で、もしそれがあるのであれば、「第 4 県の責務」のところでも、技術とか、そういうところの連携は、やはり国のご指導もいただかないといけないと思うので、その辺の国との連携も入れたいなと思えますが。

(「第 4」の②には入っていますよ」の声あり)

入っていますか。本当ですね。失礼しました。「第 4」の②にありましたね。できれば、「第 13」のところにも、「国」も何らかの形で入れていただくとよいのではないかなと思います。

## 田中座長

はい、わかりました。

## 中森委員

関連しまして、前からちょっと気になっている話を整理すると、どうしても県が関与できるというか、関与を積極的にしたほうがいいという、公共ではない、公的というんですか、施設というのがあるんですね。公共でない公的という、例えば具体的に言うと、県が補助している施設ですね。例えば、福祉施設ですね。そこにも積極的にお願いはできるんじゃないかなと。そういうのがどこに含まれているのかなと思うと、「県民等」の「等」になっちゃうんですよ。そういうところにちょっと色をつけてもらったら、「県民等」の「等」の中の管理ができる公的施設には、特にお願いができるんじゃないかと。民間以上にお願いしやすいんじゃないかな。もちろん強制はできませんが、補助をしていますんでね。そういう気持ちが伝わるとね。今、国の話が出たんですが、対象がないもので、どこへ入るのかなと思いつつ、関与できる、関与したほうがいいのか、ちょっと上から目線やなという気はするんですけど、でも意見ぐらいは言ってもいいんじゃないかなという気がしますが。結構、公的施設というのは、県民と密接な関係がありますので。

## 西場委員

関連して、この公的な施設、公共建築物的な施設は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の対象外ですか、対象になっているのですか。横澤課長に伺います。

## 横澤課長

ちょっと時間をください。

## 杉本委員

その間に、視察のことをもう一度言います。洗心福社会さんは、滋賀県に社会福祉法人を「びわ湖材」を使って建てたら、滋賀県から500万円の補助をいただき、マックスが1,000万円なんだそうです。そこまでいかななくても、三重県でも、社会福祉法人とかが公的施設を建てたときに、それを誘導するような何かがあってもいいかなってというのは、私は思いました。

## 中森委員

既に森林環境税を活用して、市町が行う保育所とかを木造にしたら、直接経費として出しているわけですね。今、言われている福祉法人がした場合に、今、滋賀県からお金をもらえるということで、あまりこう三重県も積極的にやればやるほど、じゃあ何をしてくれるのかということになってくるので、具体的にまたそういう補助制度を作らないとあかんようになってくるおそれもあるわけですね。当然、言うだけではあかんので。

## 杉本委員

でも、三重県分の森林環境譲与税もありますよね。三重県で県民税との整理をされている部分はあるけれども、県民税がどういう形で残るのかということもあったりして、財源というのは、知恵の出しようかなって、私は気がしています。

## 横澤課長

すみません、調べがつかしました。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」で「公共建築物」の定義がされてございます。法律上では、「国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物」ということで、建てる者が国又は地方公共団体ということで一応線が引かれると。それで、もう1個、「政令で定めるもの」というのがございまして、「国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の」ものというふうになっています。政令では、今申し上げた学校、老人ホームのほかに、保育所等の福祉施設、病院、診療所、体育館等の運動施設、図書館等の社会教育施設、鉄道の駅等の公共交通機関の旅客施設、それから高速道路のサービスエリア等の休憩所というのが定められているというところがございます。

## 西場委員

私もこの法律は「公共建築物等」と、「等」がついているので、対象がどこまで広がるのかと気になっていたのですが、それで理解できました。しかし、対象にならない部分について、今回それを条例で対応してゆきたいと思います。

それから、関連して申し上げますが、中森さんが発言された「県民等」のところの部分ですが、「等」とは何かを具体的に書いたほうが良いと思います。岩手県や愛媛県の条例のように、「県民及び事業者の役割」としてもらって、県民はもちろん、一般の商業者とか事業者にも、この条例の推進活動に協力して、役割を果たしてもらうことを明確にするため、「等」ではなく、「事業者」と記載していただくように要望いたします。

## 濱井委員

「第13 体制の整備」ですが、ここの3行目にも「県民等が相互に連携し」となっているんですけども、先ほどの「県民等」と、ここの「県民等」とは、ちょっと違うなという気がするんですが。というのは、事業者の関係が先に書いてありますので。この「等」というのをどういうふうに考えていくかというのがあるんですけども。

## 袖岡政策法務監

今の「県民等」のところ、「第13」の①で書いてあります「県民等」というのと、この「第11」で書いてあります「県民等」というのは同じでございまして、「第11」で「県民等」というのは、まさに今西場委員がおっしゃられたように、県民と、その「等」というのが関係事業者以外の事業者というふうな趣旨でございまして、そこはまた別のところに定義するのか、それか今、西場委員がおっしゃられたように、ここの部分で書くのかというのはまたあれですけども、趣旨としては同じでございまして。

## 濱井委員

はい、理解しました。

それで、この「第13 体制の整備」のところですが、一番最初にちょっと意見が出ました例の協議会の話ですけども、「富山県県産材利用促進条例」の中には協議会の規定もございました。相当、歴史があるような、きちっとしたものを作られているんですけども、そういうものを作らなくてもいいのかどうか。私は、できたらそこまで作るほうが良いんですけども、これは執行部の考え方もちょっとお聞きしたいんですが、これを作るに当たって何か問題、課題とか出てくるんでしょうか、執行部として。

## 横澤課長

関係事業者等も含めて、ここの「第 13」の①に書かれておりますような関係者を一堂に会して、意見交換をする場というのは何らか必要だという意味で、協議会のようなもの、何か会議体は必要だということはあると思います。

ただ、条例上、協議会というふうにバシッと書かれてしまうと、ちょっと運用をどう動かしていくのかというのが条例制定後にありますので、あまり形を決めないでいただいたほうが我々としてはやりやすいというのはございます。

### 濱井委員

執行部の意見をそのまま踏襲するかどうかなんですけれども、皆さんの御意見ですね。どういうふうにしていくのがいいのか。①の連携だけに収めるのか、この連携の中に協議会のようなものを作っていくという考え方をするのか、あるいは「協議会」という名前を入れていくのか、というところなんですけれども。

### 中森委員

「連携し、協議する場」とか、何かそういうようなことを入れれば、協議会ではないのも含めて、場を作るということは、いろんな方策として、執行部が考えるわけで。「協議できる場」とか、「協議を求める」とかですね。今は「連携し、及び協力することができる体制」だけやから、ふわっとしているので、「協議する体制」とかね。そういうふうにしておけば、どこまでだったら協議の場を作らなきゃいけないとか、発展していくんではないかなという気がします。

### 西場委員

その協議会について、30 ページに富山県の条例が書かれていますが、先日、勉強した兵庫県条例にも、利用拡大協議会という組織が作られていて、効果が出ているようです。たとえ、立派な内容の条例ができたとしても、それを県民や一般事業者に周知しなければ、効果につながりません。是非この条例を県民に広めていくためにも、様々な事業体や、県民、各業界の方々が参加できる利用推進協議会的なものがあってほしいと思っています。

あわせて、先ほど申し上げましたように、この条例の中に、県民への周知に関する条項を入れていただきたく要望いたします。

### 中森委員

この利用方針について意見を求めることができるとか、意見が利用方針に反映されるということを明記すれば、一番完璧になるわけやな。その協議の場なり、そういうものが、この利用方針に反映されなければならないとか、この方針を作るときにそこに意見を求めるとか、そのような表現が一番具体的なんです。どんな会議するのかといったときに、この会議をしてもらうといえる。目標値なら目標値を決めるとかですね。何かそういうことをしないと、寄ってもらって何をするの、というだけではあ

かんで、主たる目的が必要と思います。連携のための協議の場にしろ、協議会にしろ、設けるのなら、やっぱりしっかりと、目標値を決める会とか、利用方針について具体的に県が諮問するとか、こう考えてほしいとか、意見を求めるという場でないといけない気がしますね。

### 杉本委員

中森委員がおっしゃっているとおりで、兵庫県の場合は、PDCA、計画・実行・検証・行動を、この利用拡大地域協議会でやっておられます、というのをこの前の資料でいただいておりますので、それがいいかどうかは別ですけれども、さっき言われたことは、兵庫県ではそういう形で実施をされています。

(「ちょっと執行部に相談したほうがいいで」の声あり)

### 今井委員

兵庫県の例も条例の条文にはないので、条文にどこまで求めるかと、その後、何をするかというのは別なんで、無理に条文に具体的に書き込もうということをあまり意識しなくていいのかなというふうに思います。例えば、この「第13」も、「教育関係者等及び県民等が相互に連携するとともに、協議の場の設置等により協力体制の整備に努めるものとする」とか、そういうような感じで、後は県のやりたいようにするので。

### 田中座長

はい、わかりました。また、執行部のほうとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、この時点で、横澤課長から何かありましたら。よろしいですか。また、改めて協議をさせていただきたいと思っております。

それでは、ほかに御意見のございます方。よろしいでしょうか。ないようでございますので、それでは、本日協議した部分で意見が集約できなかった論点については、できる限り検討のための更なる材料を用意した上で、次回以降の検討会で改めて協議をいただくこととしたいと思います。

それでは、第9回・第10回検討会で「たたき台」について委員の皆さんからいただいた意見についての対応案を資料3のとおり取りまとめましたので、事務局から説明をお願いいたします。

### 袖岡政策法務監

それでは、また資料3のほうを御覧いただきたいんですけども、これの最初から少し御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目が「条例の対象」に関する部分で、呼称も含めまして、御議論いただいた内容に関する対応でございます。ここは1番からずっとめくっていただいて5ページまで、条例の対象をどうするかというところについて様々な御議論をいただ

いたところがございますので、対応案といたしましては、「条例の対象」につきましても、改めて委員間で討議をいただくということとさせていただきます。なお、条例の対象が「木材」全体となった場合でも、県産材を優先するということがわかりやすい表現等を検討させていただきます。どうかというふうなところがございます。

それでは、6ページは先ほど御説明しましたので飛ばさせていただきます、8ページを御覧いただきたいと思っております。「前文」に関して、いろいろと御意見をいただいた部分でございます。

1番から4番の御意見に関しては、「前文」のほうに「県産材」という言葉を入れるべきではないかというふうなことを主にいただいております。対応案といたしましては、条例の対象についての議論次第ではございますけれども、仮に条例の対象が「木材」全体となったとしても、「前文」には「県産材」について記述をするというふうなことをさせていただきます。どうかというところがございます。また、「県産材の利用を優先的に促進する」というふうな趣旨についても、「前文」のほうで書いてはどうかというところがございます。

それから、次にその下の5番の御意見でございます。「三重の森林づくり条例」との関係でございますけれども、ここについて前文で書く必要があるというふうなことで御意見をいただいたことに対しましての対応案として、「前文」の第7つめの段落のほうにそのことを盛り込むというふうなことで修正イメージを作っております。「ここに、我々は、」の次に「三重の森林づくり条例と相まって」という文章を入れさせていただきます。後はそのまま続いて「県民が快適で豊かな生活」というふうなところで、入れさせてもらったらどうかというところがございます。

続きまして、9ページでございますけれども、前文のほうに出てくる「木の文化」のことについて、少し御意見をいただいた部分がございます。対応案でございますけれども、「木の文化」については、その言葉を盛り込む必要があるのか、あるいは、具体的な内容というのはどういうものかということについて、あと、本則で規定する必要はあるかなどにつきまして、改めて委員間で討議を行っていただいております。ただ、その検討に当たりましては、「三重の森林づくり条例」におきましても、「森林文化の振興」というふうなことが規定をされているというところを踏まえる必要があるのではないかとこのように思われるところがございます。

続きまして、10ページでございます。8番から11番にかけて、「SDGs」の関係で御意見をいただいております。前文の第3段落のところに「たたき台」ではSDGsの関係のことを書いてございまして、それに関しての対応案といたしましては、理由としまして、1つ目が2030年までの国際的な目標であって、それよりも条例のほうの方が長く存続するというところから条例に規定するのはそぐわない、それから2つ目としまして、県民に十分に浸透した言葉とは言いがたい、それから3つ目としまして、SDGsの達成への貢献に係る具体的な内容については、第2段落で述べている事項で尽くされているというふうなことから、「前文」のほうにはこれを盛り込まないこと



としまして、第3段落は削るというふうなことにしたいというふうなところでございます。

それから、次のページの12、13につきましては、「前文」の第4段落に関する部分でございまして、12のほうは「近年」という言葉を別の表現にしてはどうかと。13につきましては、「木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している」という表現については、「変化している」というふうな記述にしたらどうかというふうなところで御意見をいただいています。対応案といたしまして、まず「近年」に関しましては、「高度経済成長期以降」というふうな表現にすると。それから、2つ目のところにつきましては、「木の文化」が変化しているというところは、それはそれで間違いのないと思われませんが、この第4段落につきましては、条例を新しく制定する必要があるというふうな背景として、木材の利用を取り巻く深刻な状況を記述するというふうなことが求められる部分でございまして、ここでは、「木の文化」が大きく変化しているというふうなことを書くというよりは、「長期にわたる木材価格の低迷」とか、「木材の利用を取り巻く状況は深刻である」というふうなところで、あわせて、「木材の利用は減少の一途をたどっており」というふうな部分も少し言い過ぎの感があるというふうなところもありまして、表現を修正をしたいというふうに考えております。修正イメージでございまして、けれども、「しかしながら、高度経済成長期以降、人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され、木材の利用は減少傾向にあり、また、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材の利用を取り巻く状況は深刻である。」というふうにしてはどうかというところでございます。

その下、14番は、第5段落の関係でございまして。建築基準法の改正ですとか、その辺についても記述をしてはどうかというところでございます。対応案でございまして、けれども、第5段落のほうで、「平成30年の建築基準法の改正により、木造建築物等に係る制限の合理化が図られた」というふうなことを追記させていただいて、あわせて、「近年」の変化ということも明記をしたいというところでございます。

それでは続きまして、次の12ページでございまして。15番、これは第6段落でございまして、けれども、「日常生活及び事業活動における木材の利用」というところについて、一般住宅などの公共建築物以外の建築物が含まれているという趣旨を明記してはどうかということです。対応案でございまして、けれども、「日常生活及び事業活動における木材の利用」というふうなのが今現状ありますが、その前に「住宅や社屋への木材の利用をはじめとする」というふうな修飾を入れて、例示をさせていただくというところでございます。

続きまして、その下の16番、17番でございまして。第6段落の関係で「木の文化」について御意見をいただいているところでございます。対応案でございまして、御指摘を踏まえまして、次のようなイメージですというところでございます。なお、「木を身近に感じることで暮らしを取り戻し」というふうな部分につきましても、福井県の条例では同じような表現はございまして、けれども、現在も県民の暮らしから木

がなくなっているわけではなくて、木の文化のくだりとの接続も難しいというところから、そこは削除するというふうにしております。修正イメージでございますが、「このような中、我々は」、ちょっと略させていただきまして「、住宅や社屋への木材の利用をはじめとする日常生活及び事業活動における木材の利用に積極的に取り組み、三重県における木の文化を継承し、発展させていかなければならない。」というふうにさせてもらっています。または、先ほど 15 で説明した部分を追加した上でございますけれども、単純にその原文のほうの第 6 段落の第 2 文ですね、第 6 段落の 4 行目以下に「そして」というふうなところがあるんですけども、この部分を単純に削るというふうな方法もあるのかなというところでございますが、これは「木の文化」についての議論次第なのかなというふうなところでございますが、修正イメージのような形にするか、単純に「そして」以下の部分を削除するかというふうなところがございます。

続きまして、13 ページでございます。18 番から次のページの 21 番のところまででございますけれども、「ウッドファースト社会」というところについて御意見をいただいているところがございます。これは、第 7 段落に関係する部分でございますけれども、対応案でございますが、「ウッドファースト社会」につきましては、その言葉を盛り込む必要があるのかどうか、盛り込む場合はどういうふうな内容にするのか、あるいはどの部分に記述するのかにつきましては、改めて委員間討議をお願いしたいというふうに考えております。なお、「ウッドファースト社会の実現に向けた行動宣言」がなされたことを第 5 段落の近年の木材の利用の気運の高まりの部分で記述することについては、あくまでもこれは民間の団体の動向でございますので、条例の記述としてはあまり望ましくないのではないかとこのように考えられるところがございます。参考といたしまして、全国木連ですとか、全国森林組合連合会の「ウッドファースト社会の実現に向けた行動宣言」におきましては、「ウッドファースト社会」とは、「木材を優先して活用する社会」というふうにされておるところでございます。「たたき台」のほうではこれを踏まえまして、「木材を優先して利用する社会、いわゆる「ウッドファースト社会」というふうな形で整理をしたところがございます。

それでは続きまして、15 ページを御覧いただきたいと思っております。ここからは、「第 1 目的」に関して御議論をいただきました内容でございます。

まず、1 つ目でございますけれども、「目的」の内容が、「森林づくり条例」の前文とか目的と重なっているので整理が必要というふうなところがございます。対応案でございますけれども、改めて「森林づくり条例」の目的等との関係の整理につきましては、委員間討議をお願いしたいというところがございます。これまでの委員間討議を踏まえまして、「三重の森林づくり条例」と今回の条例の関係につきましては、目指すところにつきましてはおおむね共通ではございますけれども、「森林づくり条例」のほうは主に森林整備を中心として「川上」から「川中」のほうの観点からのアプローチを中心にやっていくというふうなものでございますのに対しまして、こちらの条例に関しましては、主に「川下」の観点からアプローチをしていくというふうなところ

ろでございますので、お互いが総合的に目的の実現を図るというふうな形で整理をできるのではないかとこのように考えているところでございます。なお、「森林づくり条例」の目的でございますけれども、「県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」が目的でございます。かなり射程が広いというふうなところもございまして、こちらの条例との整理をするというふうなことでございまして、もう少し範囲の狭い基本理念の部分の「多面的機能の発揮」ですとか、「林業の持続的発展」ですとか、そこら辺との整理をするほうが必要になるのかなというふうに考えられるところでございます。

続きまして、その下の2番、3番でございますが、「目的」において「林業及び木材産業の健全な発展」を大きな柱の一つとして考えると、この場合に「県産材」という言葉を入れてはどうかというところでございます。対応案でございますが、条例の対象についての議論次第ではございますけれども、仮に条例対象が「木材」全体となったとしても、「目的」には「県産材」という言葉を明記させていただくというところでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。16ページでございますけれども、4番から7番につきましては、これは「目的」の内容とか順番に関する部分でございます。対応案でございますけれども、条例の究極的な目的の順番については意見が分かっているというふうな状況ではございますけれども、「快適で豊かな県民生活の実現」を特に重視する御意見が多かったというふうに思われます。それで、その趣旨をより明確にするというふうなことから、その部分を最も究極的な目的として最後に持ってくる形で整理をして、次の修正イメージのような形で修正をしてはどうかというところでございます。ただ、その場合、「前文」のほうも書きぶりの修正が必要かというふうには考えるところでございます。修正イメージでございますけれども、「この条例は」、ちょっと略しまして「、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、」ここからですが、「もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、」ここから究極的な目的といたしまして、「快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。」という形にしてはどうかというところでございます。なお書きですが、「林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化」につきましては、「森林づくり条例」のほうでは「林業の持続的発展」を規定しておりますように、今回の条例の目的としましては、これを中心に持ってきますと「三重の森林づくり条例」との重複の度合いが増してしまうというふうなことがございまして、あえて間接性を持たせまして「地域経済の活性化」につなげておるとこのようにございまして、「たたき台」といたしましては、最も優先度が低いというふうな項目と位置付けをしているというところでございます。

続きまして、17ページでございます。「第2 定義」に関する部分でございます。ここでは、エネルギー源として木材を用いることに関して、御意見をいただいております。対応案でございますけれども、バイオマスエネルギーの利用に関しましては、

今回の条例で利用促進を図る主たる分野ではないということ、それから、木材のバイオマスエネルギー利用に伴う弊害等もあるということに鑑みまして、文言といたしましては、「エネルギー源」という言葉は削るというふうな方向でございます。ただし、そういうエネルギー源としての利用も完全には除外がされないように、「製品の原材料」の後に「等」を加え、「等」というところでこれも読むというふうな形にしてはどうかというところでございます。

続きまして、18 ページでございます。「第3 基本理念」に関して御意見をいただいた部分でございます。

1 番目、基本理念に「木の文化」を入れてはどうかというところでございますが、対応案といたしましては、改めて委員間討議を行っていただきたいというところでございます。

2 番といたしまして、「森林資源が枯渇することなく」というふうな表現でございますけれども、これは誤解を招くおそれがあるということでございます。これは執行部からの御意見でございますので、委員の皆さんで特にご異論がなければ、「基本理念」の(2)の部分から「枯渇することなく」という表現は削ってはどうかというところでございます。

3 目につきましては、「基本理念」の (3) ですけども、ウッドマイレージの考え方の部分です。その最初に書いてあります「再生可能で、かつ、二酸化炭素を貯蔵する機能を有する資源」という部分とウッドマイレージの考え方は少し性格の違うものであるというところで別にしたらどうかというふうなところ。それから、あわせまして、この次のページの4 番に書いてありますのもウッドマイレージの部分ですけども、ここは県産材の利用とかぶる部分があるというふうなこともあるというところで、工夫が必要ではないかというところでございます。対応案ですが、3 番のほうの対応でございますけれども、木材というのが「再生可能で、かつ、二酸化炭素を貯蔵する機能を有する資源」という部分につきましては、これはあくまでも素材としての木材の性質を説明した部分というところでございますので、ここからは削除をさせていただいて、必要であれば「前文」の第2 段落のほうで記述するということもあり得るかなというふうに考えておるところでございます。それから、4 番のほうの対応案でございますけれども、まず(3)のほうで、県産材を優先するというふうなことを書くことにつきましては、既に「基本理念」の (2) のほうでそこを優先する<sup>うた</sup>と謳っているというところでございますので、この (3) で書くということはしない方向です。ただ、(2) の県産材を優先するというふうな考え方と、(3) で書いていますウッドマイレージの考え方というのは、重なり合う部分がございます、例として委員からおっしゃっていただいたのは、例えば北勢のほうで南のほうの県産材と他県の近いところの材とかがあるというふうな場合にどうするのかというふうなところもあろうかと思いますが、そこにつきましては、やっぱり相反する場合もあり得るというところでございますので、その場合に、必ずしも県産材を優先して遠いところから使うということが、あまり合理性がないというふうなことも考えられるところから、その場合

にどちらを優先するかというのは県民の判断に委ねるというふうなことでどうかというところでございます。

5番と6番も(3)のウッドマイレージの考え方でございます。ここは少し考え方自体をわかりやすくしてはどうかというふうなところでございますので、修正イメージを作っております。環境負荷低減ですとか、あるいは外国産材よりも県産材とか隣接県産材を優先する方針を示すというふうな趣旨で存置をして、修正イメージのようにわかりやすいようにするというところでございます。イメージでございますが、「木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進すること等により、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること。」という形でどうかというところでございます。

続きまして、次の20ページの7番につきましても、これもウッドマイレージの関係の御意見でございました。

それから、8番のほうでは、これもウッドマイレージではありますが、「地産地消」という言葉を使ってはどうかというふうな御意見でございます。これに関しましては、「地産地消」という言葉につきましては、少し地域の範囲が不明確ではないかというふうなところ、それから、既に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の中で「地産地消」の定義付けをしておりますので、その定義といたしましては「地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること」とかというふうな形になっておりますので、今回こちらでやる県産材なり木材とは若干定義の内容が違ってまいりますので、同じ言葉を使うと少し混同のおそれがあるというふうなところから、今回の条例では使用しないというふうなことでございます。

あと、21ページ以下につきましては、既に御説明をさせていただいたところでございますので、説明としましては、以上でございます。

## 田中座長

はい、ありがとうございました。

それでは、再開から約1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩いたします。再開は、10分後の午後4時10分とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

## 田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

ただ今の対応案について、委員の皆さんから御意見、御質問等があれば発言をお願いいたします。特に、対応案の中で「改めて委員間討議を行う」とした「木の文化」、「ウッドファースト社会」、「三重の森林づくり条例との関係」については、できる限

り本日中に議論を行いたいと考えておりますので、積極的にご発言をお願いいたします。

なお、「条例の対象」についての議論は、更なる検討のための資料を用意して、また次回以降の検討会で行いたいと考えております。

それでは、よろしくをお願いいたします。

#### 中瀬委員

ウッドマイレージのところなんですけど、外国から物を入れたりするに距離的なこととか、いろんなことはわかるんですけど、例えば三重県については、南北が非常に長い県であるということがあります。そういう中で、県産材を使っていこうということになったときに、このウッドマイレージという考え方を入れていくと、県産材を使うということから外れるようなところが出てくる可能性が非常にあると思うんです。ですから、そこら辺は、ある程度整理したほうがいいんじゃないかなと思います。

#### 田中座長

ありがとうございます。ある程度また考えて整理させていただきたいと思います。

#### 中森委員

対応案の中で、11 ページに当たるんですけども、「前文」のところの「木の文化」に大きく関係しているところなんですけど、「木の文化」というのは確かに広い意味がありますけれども、我々が今話を進めてきた中の、特に「木の文化」の中でも、修正イメージに示していただいているようなことはもちろん重要でありますけれども、利用が減ったとか、それで価格が低迷とかいろいろありますけれども、木の良さというのが、我々の社会生活においても、建物の科学的リテラシーにおいても、木はやはり良いんだということが言われているというのか、見つめ直す良いタイミングであるから木を使っていこうということも、この「前文」に少し触れていただければ、ありがたいなと。だから、木材の利用を取り巻く状況は深刻である一方、木の良さを見直す気運が高まっているとか、木の良さを見つめ直すことが言われているとか、そういうことを少し入れていただくと、「木の文化」を含めた木の良さが「前文」で謳われて、今回の条例のきっかけになったということが、改めてこの条例の意義になるんじゃないかなと思いますので、どうでしょうか。

#### 田中座長

はい、ありがとうございます。十分、検討させていただきたいと思います。

#### 杉本委員

「ウッドファースト」という言葉をどんな文脈で使うかということによるんやと思うんです。木だったら何でもいいよとはならないと思うんですけども、木だったら

外国産でも何でもいいよっていうふうに読み取られるような文脈で使うと、そういう条例にしようというのやったらそれはそれでいいんですけども、「木の文化」と「ウッドファースト」を両方使う場合に、使い方によっては相反するところが出てくるので、その使い方というのはすごく難しいなと思っています。「木の文化」というのは、やっぱり昔から衣食住というか、里山の木を使って、家を建て、芝刈りをし、衣食住をそれで賄ってきたという古来からのずっと暮らしがあってということが「木の文化」っていうことだと思うんです。そういう木の生活文化ということだと思うので、「ウッドファースト」という言葉を、どういう文脈で使うかということはずごく大事で、使い方をすごく工夫しないと、両方使うというのは時には矛盾します。それぐらいしか今は言えないですが。

### 田中座長

この「ウッドファースト」なんですけど、文面から好ましくないということで、削除を一応考えているわけなんですけど。

### 濱井委員

「ウッドファースト」ですけども、前回、中森さんでしたかが指摘されましたが、これは国内の森林が本当に成熟利用期を迎えておるわけなんですけども、なかなかそれが活用できない。ところが、やっぱり地球温暖化等の問題もあって、やっぱり循環型社会へ変えていかないとあかんというところがあって、国のほうも林業や木材産業を成長産業として捉えて、予算もいろいろと来ているわけですけども、その中で、「ウッドファースト」というのは、26年の10月に全国の木材組合連合会と全国の森林組合連合会さんが共同で行動宣言を出された。その中で、5点ほど目的化して、このウッドファースト社会に向けた国や地方自治体も含めた働きかけとか、木材利用拡大とか、あるいはウッドファースト社会づくりへ向けて皆さんに理解を得るとか、あるいは国産材への信頼と安定供給体制の整備、あるいは意見交換とか、そんな話があって、これを基に考えながら、国内の木材を使って森林もよくしていく、そういうふうな循環型の社会を作っていくということで、県産材を使っていきましょうという話だったと思うんですよ。ですから、決して間違っていないので、中森委員が言われたように、もともと国のほうの法律に基づきながら、順だってここまで来て、動いているわけなんで、別に消すことはないと思うんですけども、こだわらなくてもいいです。それをどこへ持っていくかという話で、中森委員とよく似た意見になってしまいうんですけども、「前文」から特に抜く必要はないかなと思ったんですけど、皆さんの御意見が、抜いてもわかるような形でそういうところを記載してもらえばいいやないかということであれば、その精神を考えてもらえればいいかなとも思うんですけど、こだわっていません。ちょっと前回言えなかったんで、私。

### 今井委員

僕は前に言わせてもらったように、「ウッドファースト社会」という言葉をあえて「前文」のほうに書かずに、一緒の意味である、ここにも書いてもらってあるように、「木材を優先して利用する社会を実現する」ということでいいんじゃないかなというふうに、この部分に関してはそのように思います。

それで、もう1つは、僕、「森林づくり条例」との関係性とかいろいろ言って申し訳なかったんですけど、うまく整理してもらっていると思います。8ページのほうで、これは「前文」のほうですけども、「三重の森林づくり条例と相まって」という修正イメージを書いてもらって、それと今回の条例とでしっかりと三重県の森林並びに木材の発展、林業の発展に寄与していくということで、ここでこのように書いてもらえるのであれば、「目的」のほうで、特にもう心配することはないのかなというふうに僕は感じました。「目的」のほうでも、前回、僕は「森林づくり条例」とのことを言っていたんですけども、このように整理してもらえればいいと思います。

#### **杉本委員**

12ページのところなんですけど、修正イメージで「三重県における木の文化を継承し」ってあるんですけど、「三重県における木の文化」とは何ぞやって思ってしまうんです。「木の文化」という言葉を使うんやったら、今ここでは文面は何も言えないんですけども、「三重県における木の文化」とは何だろうって、とても思ってしまうんです。という気付きだけです。

#### **田中座長**

もう削除してもよいということですかね。

#### **杉本委員**

いえ、「木の文化」というのは、残すんやったら残したほうが私はすごくいいと思うんですけど、残し方は今後、最終的なところでいいと思いますけれども、少し文言については考えたいなと思って聞きました。

#### **西場委員**

「ウッドファースト社会」の取組というのは、私は個人的に好んでこれまで使ってきた言葉ではありますが、今回、事務局のほうで検討してもらった結果、特定の民間団体の言葉ということで条例上の記述としては望ましくない判断をされています。これはこれで一つの整理でいいのかと思っていますが、先ほども意見がありました、「ウッドファースト社会」の求める内容は、ここにも書かれているように「木材を優先して活用する社会」であり、この文言をしっかりと書き込んでいただきたいと思っています。我々はこの条例を作った後、木を使う取組の一大ブームを三重県内に広めていきたいし、また、いかねばなりません。そのような木材利用県民運動をイメージさせるシンボリックな言葉が必要だと思います。必ずしも、「ウッドファースト



社会」でなくてもいいと思いますが、そのようなスローガンのようなキャッチフレーズを使って、今後、木材利用活動を展開していくことが、大事だと思うし、「木の文化」にも通じると思います。そして、木を日常生活や身近なところに使うことがおしゃれであり、ステータスのある生活であることを社会に訴えて広げていくことが、三重の「木の文化」につながっていくと思います。

#### 杉本委員

例えば、「木づかい宣言」みたいな、「木づかい条例」とか、そういうような言葉があるといいてことですよ。

#### 西場委員

そういうことです。

#### 杉本委員

ありがとうございます。

#### 山本（佐）委員

「木の文化」というのをを使うか、使わないかということが対応案のところに書かれているんですけども、「前文」でみる限り、私は使っていると思いますし、むしろ使うべきなんじゃないかなと思います。確かに曖昧なところもあるかもしれないし、私も違うところで曖昧な表現をやめましょうみたいなことを言っているのもちょっと矛盾はしているんですけども、私たちがこれを作ろうとした出発点というのは、身近なところで木を使うことがなくなってきたいて、別に建築だけに限らず、例えば、昔はおしゃれな板だっただけ木だったわけですし、もうそれが今なくなってしまっているわけなので、やっぱりこの暮らしの中とか、私たちが成長していく過程で木が身近にあったのを、またこれは悪いことではないので、三重県から見直していきます、取り戻すというよりは、見直していきましょう。そしてまた、新しい木の使い方というものもあると思いますし、それを提示していくという意味も込めて、私はやっぱり、「木の文化」を思い出すということと、新しい「木の文化」を作ること、前文には入れて問題ないと思います。

#### 袖岡政策法務監

すみません。最初に中森委員がおっしゃった御意見に関してでございますが、「前文」の4段落目の「しかしながら」のところの関係で、木の良さが見直されているということも入れてはどうかというふうな御意見かと思いましたが、その関係で、5つ目の段落のほうで「一方で」という段落がございまして、ここでそういうふうな御趣旨のことを書かせていただいているのかなというふうに思いますので、これでもよろしいかどうかということだけ、少し確認させていただきたいと思います。

## 田中座長

先ほどの袖岡政策法務監の発言に対しましての御意見がございましたら、お願いします。何ページですか。

## 袖岡政策法務監

資料1の3ページでございます。「前文」の5段落目のところに「一方で」というところがございまして、この辺が先ほど中森委員がおっしゃったような御趣旨に当たるのかなというふうなところでございます。

## 中森委員

ああ、そうですね。その部分も全部なくなってしまったのかと思ったもので。

## 袖岡政策法務監

すみません。説明が足らなかったようでございます。

## 中瀬委員

「木の文化」のところで、伊勢神宮に近いところに住んでおると、この「三重県における木の文化」というと、伊勢神宮を思い出すんですね。そうすると、よそから木を持ってきて、三重県で建てて、「常若<sup>とこわか</sup>」っていうことで20年にいっぺん建てていくということになると思うんですが、今、山本さんが言われたように、僕は「生活の中での木の文化」ということやったらよくわかるんですけど、「三重県の」っていうと、何かイメージ的に僕はそっちのほうを向いていくところがあるんです。それで、「生活の中での木の文化」ということにこだわるんやったら全然いいと思うんですが、どうでしょうか。

## 田中座長

「三重県における木の文化」というよりは、「生活の中での木の文化」のほうがいいんじゃないかということですか。

## 中瀬委員

イメージとして、伊勢神宮を思い出してしまうんです。

## 谷川委員

それも一つわかるんですけど、私の思う「木の文化」は、地元の材で作ったテーブルや椅子や、わっぱですとか、もろぶたですとか、お盆ですとか、自分の家の本当に小さいときから生活の周りであった木で、うちのほうでいうと熊野スギですとか、尾鷲ヒノキですとか、地元の材がやっぱり私の場合は一番先に出てくるので、その尾鷲

ヒノキを使ってもらった伊勢志摩サミットの時のテーブルですとか、やはり三重県に特化した「木の文化」というのはあると思うんですね。生活の中で使っていたものが、小学校の時の机とかはやっぱり木だったので、なんかおじいちゃんたちが木を使って、根っこから磨いて置物にしたりとか、そういう木の中で育っている者からしたら、神宮だけというのが1番目には私は出てこなくて、生活の周りのほうが出てくるんですね。小さい頃は、それを削って、彫ってスプーンにしたりして、やっぱり使っていましたね。だから、そういう生活の周りの「木の文化」というのもあったんだろうなと思います。そして、大黒柱ですとか、床の間の木を、やっぱり地元の木でとか、自分のところの山の木でとか、そういうのを使ってきたっていう印象があるので、何か人によって「木の文化」が違うんだと思うんですけど、やっぱり地元の木というイメージが、私はあります。

### 中森委員

「三重における」というのをやめて、「三重で暮らす木の文化」というのはどうですかね。

### 今井委員

「前文」を見とって、4つ目の「・」ですよ。そこに「三重県における木の文化を取り巻く状況も厳しさを増している」とありますが、結局その前にある、なぜ、木の文化を取り巻く状況が厳しくなったのかというのは、これは全国共通なんですよ。別に三重県だけのことで正直なくて、僕は材木屋の息子ですから、うちが廃業したのは、うちの材木はもうゴムに変わったもんで必要がなくなって、需要がなくなったということですね。だから、もう作ってもあかんということで。三重県だからというんじゃなくて、ここの「しかしながら」というのは、これは日本全国どこも、こういったことによって、木の需要が減ってきたということ、供給できなくなってきたということだと思うので、これは「三重県における木の文化」までが一つなのか、それとも言葉として「三重県における木の文化を取り巻く状況も」までが一つなのであれば、全国と同じように三重県の木の文化も、この「文化」というのは、僕は上のほうは木材需要とか利用とか活用の環境が厳しくなってきたのかなと思うんですけど、「文化」という言葉を使うとちょっと何を意味しているのかというのが、僕自身はわからないんですね。技術的なことなのか、木と触れる機会が減ってしまったということなのか。僕も自分で何を言っているのかわかりませんが、「木の文化」というのは、木というものは変わらずずっとあるわけで、それが使われなくなっている現状をここで言っているのか、他のものによって変わっていったのかを言っているのであれば、我々の生活の中から木が減ったということなのか。ということは、木が供給されなくなったということなのかと思うので、ここでいう「木の文化」というのが、どういうものを指しているのかというのが、今みんなそれぞれさっき、谷川委員が言ってもらったように、僕は僕の持っている「木の文化」というか、木との暮らしというの

は、田舎であったわけですがけれども、空気の文化ってのはね、中瀬先生は神宮に近いので「木の文化」っていうとやっぱり神宮っていうのも当然それぞれの感覚があると思うんですが、その「木の文化」というのは何ですかって、逆に言うと、どこから出てきたのかというのがちょっとわからないんですね。木って、燃料から、飾りから、家を建てる部材から、何でも木っていうのがあって、木との暮らしがっていうことですかね。その辺がちょっと、また、最初に戻っちゃって申し訳ないんですけど。

#### 田中座長

ありがとうございました。

「木の文化」の件なんですけれども、「前文」には残すということと、生活の要素を加えるということで整理させていただきたいのと、あと、「ウッドファースト社会」という言葉なんですけれども、これは削って、「木材を優先して利用する社会」というような書きぶりに変えさせていただきたいというように整理をさせていただいて、皆さん方に提示させていただきたいと思いますので。

#### 今井委員

「前文」の2つ目の「木の文化」ってありますよね。この条例で「木の文化を築いていかなければならない」ってことなんですよね。「木を身近に感じることでできる暮らしを取り戻し、再び三重県において木の文化を築いていかなければならない」、なので、ここに、我々は、この条例を制定して、木材を優先して利用する社会を作るんだっていうことなので、やっぱりこの「木の文化」というのは何ぞやというのは「前文」の中でもすごく大事なところで、築いていかなければならないものなのであれば、そのために条例を制定するわけなので、「木の文化」はちゃんと整理しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますね。

#### 田中座長

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

では、もう時間のほうも残り少なくなってきましたけど、ほかにございませんか。

#### 西場委員

バイオマスのところは、私は、この木材利用条例の中では、バイオマスの対応は、主たる目的ではないので外していくと意見を出してはいますが、一方で、木材利用の中でバイオマスが量的に持つウェイトが非常に大きいため、実際上どのように進めていけばよいのか、自分でも迷いがあります。この点について、横澤課長の意見を聴きたいですが、どうですか。

#### 横澤課長

西場委員御指摘のとおり、バイオマスはウェイトとしてはかなり大きいというのは

事実でございます。前回、申し上げた趣旨としましては、今回のこの条例、後ろのほうを見ていきますと、木材関係事業者ですとか、それから木材関連以外の事業者さんですとか、県民一人一人といったところの役割、それから教育関係者も含めて、いろんな方々の役割を規定しているという条例になっておりまして、その全ての方々にとって、バイオマスというものが直接的に何か進めるべきものとして立ち現れてくるかということ、その他の木材利用に比べると一歩距離を置くのかなど。一般の消費者のところに行くのはもう電気になった後とか、熱になった後ということで、ワンクッション置くのかなどと思っています。なので、そういうことからすると、あえてここで同列に並べるよりは、ここから落としておいたほうが、この条例全体の趣旨からいくとすっきりするんでないかという趣旨で前回、意見を申し上げましたところでございます。

### 西場委員

その点はわかりますが、バイオマスを外してしまって、木材利用の促進の条例を作っていくと、バイオマスの部分の位置付けをどうしていくのかという課題が残ります。確か「三重の森林づくり条例」が作られた頃は、まだバイオマスが始まっていない時代で、条例には何も規定されていないと思います。その意味でいえば、今はバイオマスの林業に対する貢献度も大きいだけに、「森林づくり条例」の中にバイオマスの位置付けをしていくこともあり得ると思いますが、これはここで協議する内容ではないかもしれません。何かありましたらお願いします。

### 横澤課長

一つの考え方としまして、先ほど申し上げたこととの整理がまたちょっと難しい話になってしまうんですけど、国のほうの法律で実はエネルギーの利用というのも入っております。それで、その法律に基づいて、「みえ公共建築物等木材利用方針」においては、今日、お配りされた資料2の3ページ目というところになるんですけども、第2の1の(2)のところ「エネルギーとしての木材の利用の目標」というのは実は立っているというところでございます。なので、県の目標としては、この利用方針の中には既に定まっているという状態になっていますので、法律と新しく作られる条例の二つを読み合わせると、一つの方針の中に、一応、エネルギーの目標も定められる状態にはなるということです。すみません、ちょっとわかりにくいかもしれませんが。あと、「三重の森林づくり条例」のほうも、もちろん条文上あまりはっきり書いていないというところはあるかもしれませんが、基本計画のほうではきちり書いていますので、県として何もしていないということにはならないのかなと思っています。

### 杉本委員

西場委員がおっしゃるバイオマスというのは、地産地消、緑の循環が回る木質バイオマスで、今、県内でやっぱり発電をたくさんしているのは、海外からのヤシガラを

輸入してという形なので、そのところは、やっぱり緑の循環を回すためのバイオマスということを書き込むのであれば、私は意味はあるなというふうに思っていて、それが「森林づくり条例」なのか、この条例なのか、ちょっとわかりませんが。あともう一つは、「公共建築物等木材利用方針」のほうは、これは木質バイオマスを熱利用するという文脈で書かれていて、電気利用ではないんですよ。それで、熱利用のことについては、この前の県内調査に行った時に、「もりずむ」の方が、社会福祉法人とか、そういったところの暖房等の熱利用をバイオマスでやっていくようなことを進めていただきたいということを言われていたと思うんです。なので、林業関係の方にC材の利用という形で、そういう要望があるのは確かだと思うので、今後の課題かもしれませんが、私は、全く関連しないということはないというふうに思います。

### 田中座長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。まだ意見があるかもわかりませんが、ちょっと時間のほうが押し迫ってまいりましたので、いただいた御意見を踏まえて、今後、「たたき台」をブラッシュアップしていきたいというふうに思っております。

次に、県外調査等が十分に実施できないことも踏まえ、条例に具体的施策に関する条文を盛り込むか、また、条例の対象をどうするかといったことを検討する上での参考とするため、議員提出条例である県産材利用促進に関する先進条例制定県 16 県に対し、書面調査を実施いたしまして、資料 4 のとおり結果を取りまとめましたので、報告をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

### 袖岡政策法務監

では、お手元の資料 4 というところで、「県産材（木材）利用促進に関する先進条例制定県に対する書面調査結果取りまとめ」というものをお配りしてございますので、それを御覧いただきたいと思います。

まず、1 番の項目でございますけれども、「理念中心型条例とした経緯・理由」ということで、4 県に対して、ここでは聴いております。ざっと申し上げますと、秋田県に関しましては、先行して制定されています議員提出の政策条例がいずれも理念中心型条例であって、それらと同様の構成にしたというところ、石川県に関しましては、広く県民等に対して、県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について認識を深めるようにすること等を条例の主眼としたためということ、福井県に関しましては、県産材の利用促進に関する具体的な施策については、条例とは別に策定されている計画に基づいて実施をされているというところ、岡山県に関しましては、基本理念とか、県の責務等を規定することを主眼としたというところを理由として挙げられております。この 4 県に関しましては、理念を県民等に訴えかけるということを条例の主眼

として考えているというふうなことでありますとか、あるいは具体的な施策につきましては、知事が策定する計画に委ねているというふうなところかと考えられます。

それでは、めくっていただきまして2ページを御覧いただきたいと思います。2番としましては、「条例の対象を決めた経緯・理由」について聴いております。これは、16県に聴いてございます。ここで2ページから4ページまでにお示しをしたような結果となっております、「条例の対象」というふうな欄が、左から2つ目の欄でございますけれども、ここで少し網掛けになっているところにつきましては、「三重の森林づくり条例」の「県産材」とは異なる対象にしている県でございます。

「三重の森林づくり条例」の「県産材」と同じような対象にしているのは11県でございます。このマーカー以外の部分というところになるんですけれども、主な経緯とか理由につきましては、多面的機能の持続的な発揮などの観点を踏まえて県内の森林への還元を重視したとか、あるいは県内の林業振興を重視したというところが、多い理由となっております。

先ほどの「県産材」に「県内で加工された木材」を加えているというところが、岩手県、それから次のページの一番上の群馬県、それから4ページの広島県でございます。ここが「県内で加工された木材」を加えているというところでございますけれども、その経緯とか理由につきましては、いずれも県内の製材業者ですとか、建築事業者が、県産材以外の木材を取り扱っているという実態があるということで、県内の木材産業の振興ですとか、建築物への木材の利用の促進を図るためというふうな趣旨だというふうなところがございます。

それから、「木材」全体を対象としているというところが2県でございます。2ページの真ん中辺の秋田県、それから4ページの下から2つ目の愛媛県でございます。その経緯とか理由でございますが、これは先ほどの「県内で加工された木材」を加えている3県とあまり違いはないんですけれども、おおむね「県産材」以外の木材を取り扱っているというふうな実態があるというふうなところがあるのと、それから県内の木材産業の振興を図るためというふうなところかと考えられます。

では、続きまして5ページでございますけれども、3番といたしまして、「条例において、実際の成果に結びつけるために工夫をしている点」というところについて質問をしております。ここにつきましては、5ページから7ページまでで結果をお示ししております。少し代表的なところだけを紹介をさせていただきますと、工夫の点としまして、まず計画とか指針の策定を義務付ける規定を設けているということ、それから、その指針とか計画に利用促進に関する目標を定めるように義務付けをしているということ、それから、施策の実施状況の公表ですとか、議会への報告を義務付けているということ、それから、財政上の措置の規定を設けていること、それから、関係者の連携協力体制の構築についての規定を設けているということが挙げられます。

それで、少し興味深い事例としまして、5ページの真ん中辺、秋田県の事例なんです。これは条例とは直接関係するわけではないんですけれども、県議会議員全員が参加する議員連盟が存在をしているというふうなことでございます。その議員連盟の

ほうで、木材利用促進に向けた様々な取り組みを実施しているというところが、少し特徴的かなと思います。

それでは、続きまして8ページを御覧いただきたいと思いますが、4番目といたしまして、「条例制定による具体的な成果」について聴いた項目でございます。施策的なアウトプット面ですとか、実際の木造率が向上したとかというようなアウトカムの両面で聴かせていただいたところでございます、これが8ページから11ページまででお示しをしたような結果となっております。ざっくりですが、条例制定後間もない県もあるんですけれども、理念中心型の条例のところについても、あるいは施策列挙型の条例であるかにかかわらず、いずれの県でも何らかの成果がみられるというふうな回答をいただいております。具体的な内容については、また少しこの資料を御覧いただきたいと思います。

それでは、最後でございますが、12ページのほうですけれども、5番目といたしまして、「条例と「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「公共建築物等木材利用方針」との関係」について伺った部分でございます。その結果が12ページから13ページにお示しをしております。多くの県では、条例に基づく指針とか計画と、その法律に基づく木材利用方針は別物として運用をしているというところでありまして、条例に基づく指針とか計画を木材利用方針と実質的に一体として運用しているところが、3つありまして、12ページの真ん中辺の栃木県、それから13ページの上から2つ目の山梨県、それからその2つ下の岡山県、ここは実質的には一体のものとして運用をしているのかなと考えられます。それから、条例に基づく指針とか計画を法律に基づく木材利用方針を踏まえたものとするというふうな感じで、何らかの条例とこの利用方針を関連付けた運用をしているというところが4つございまして、ご紹介しますと、12ページの上のほうの秋田県、それから13ページの真ん中辺の広島県、それからその下の香川県、一番下の高知県、この辺は少し関連付けたような運用をしているというところがございます。

簡単ですが、以上でございます。

## 田中座長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御質問等はございますか。なお、資料4に記載していること以上の各県の詳細な事情については十分に把握しておりませんので、その点はご了承ください。必要に応じて、今後更なる問合せを行うことは検討したいと思います。それでは、何かありましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、調査結果を今後の条例案の検討にご活用いただければというふうに思います。

最後に、次回の第13回検討会について協議を願います。次回は、10月15日（木）13時から15時まで、今回の検討会で意見集約ができなかった論点の検討、従前から課題となっている「条例の対象」等の検討、そして、条例案に具体的施策に関する条文を設けるかどうかの検討を行っていきたく存じますが、いかがでしょうか。



(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。それでは、そのようにいたします。

本日の議題は、以上です。他に委員の皆様方から御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、本日の会議を終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は、着席のまましばらくお待ちください。